「貧困」「法」「文化」

貧困層の正義へのアクセスをいかに伸ばすか

平成14年6月

国際協力事業団国際協力総合研修所

総研

J R

01 - 62

「貧困」「法」「文化」: 貧困層の正義への アクセスをいかに伸ばすか

菅 原 鈴 香 ロンドン大学東洋・アフリカ研究所大学院博士課程

平成 14 年 6 月

国際協力等業団国際協力総合研修所

本報告書は、平成13年度国際協力事業団客員研究員に委嘱した 研究の成果を取りまとめたものです。

なお、本報告書に示されている様々な見解・提言等は、当事業団 の意見を代表するものではないことをお断りします。

目 次

要	約	i
は	じめに:今、何故「貧困」「法」「文化」なのか	1
1.	貧困層の生活と『法』、及び開発実務における認識・取り組み	3
	1-1 「法」の保護から遠い存在である貧困層	3
	1 - 2 開発実務における「貧困」と「法」についての認識	4
	1 - 2 - 1 OECD/DAC	5
	1 - 2 - 2 UNDP	6
	1 - 2 - 3 世銀	7
2.	「貧困」「法」「文化」:『法』一元論から「法」多元主義へ	9
2	2 - 1 「貧困」と「法」: 正義へのアクセス運動	9
	2 - 1 - 1 「正義へのアクセス」とその実効化に向けての諸障害	10
	2 - 1 - 2 正義へのアクセス伸長に向けての実際的なアプローチ	11
2	2 - 2 「法」と「文化」:「法」多元主義への道程	13
	2 - 2 - 1 1960 年以前	14
		14
	2 - 2 - 3 1980 年代以降	15
2	2-3 「貧困」「法」「文化」:「法」多元主義に基づく正義へのアクセス議論の必要性	16
3.	「法」多元主義に基づく正義へのアクセス検討のための基本的視座	17
;	3 - 1 「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセス検討にあたっての基本的視座	17
	3-1-1 検討領域・対象、分析概念:『法』から秩序維持・紛争解決のための「法」	
	^	17
	3-1-2 「紛争」への照準と貧困層に選択可能な紛争対応・処理メカニズムの把握	18
	3 - 1 - 3 紛争の展開プロセスと貧困層の「脱落」	21
	3-1-4 アクター・オリエンテッド・アプローチの必要性	22
(3 - 2 裁判外紛争処理促進の是非をめぐる議論	25
	3 - 2 - 1 裁判外紛争処理に対する否定的見解	26
	3 - 2 - 2 裁判外紛争処理に対する肯定的見解	26
4.	ヴィエトナムにおける「法」多元主義と貧困層の正義へのアクセス:	
	「和解組」による紛争処理、及びその可能性と今後の課題	28
_	4 - 1 ヴィエトナムにおける「法」多元主義	29

	4	- 2 j	貧困層にアクセス可能な紛争処理手段	31
	4	- 3 5	和解組とその紛争処理過程、及び国家による監理	35
		4 - 3 -	- 1 和解組活動の目的、機能	35
		4 - 3 -	- 2 和解組の取り扱う紛争の範囲(第4条)	35
		4 - 3 -	- 3 和解組:組員の任務、任命・解任	35
		4 - 3 -	- 4 和解組の紛争処理過程	36
		4 - 3 -	- 5 司法機関、及び人民委員会の役割	37
	4	- 4 j	貧困層の正義へのアクセス及び和解組紛争処理の可能性と今後の検討課題	38
		4 - 4 -	- 1 和解組による紛争処理の二重機能	39
		4 - 4 -	- 2 和解組の紛争処理活動を支える三要素(資源、組織、規範)	39
		4 - 4 -	- 3 組織存立・活動基盤	41
		4 - 4 -	- 4 他の紛争処理手段との関係	42
				44
	5	- 1 [「]		44
		5 - 1 -	- 1 「貧困」「法」「文化」への照射の必要性	44
		5 - 1 -	- 2 関係者の意識覚醒の機会・方法	45
	5	- 2	情報整備・現状分析	46
		5 - 2 -	- 1 基本的視座 : 「法」多元主義に基づく正義へのアクセス伸長に係る情報	
			整備・分析	46
		5 - 2 -	- 2 情報整備、現状分析を図る機械・方法	48
お	わ	りりに : '	゙ 開発 」を超えて	50
<u>ا</u> 2	厍	ママッション はんしょ	スト	51
				51
		•	•	52
				53

要 約

本報告書は、JICA(準)客員研究員による、「貧困」「法」「文化」に係る調査研究結果を取り纏めたものである。本調査研究は、「貧困」と「法」が密接な関係にあるにもかかわらず、近年の貧困関連実務における「法」の重要性やその機能に関する議論は不十分であるという現状認識のもと、「貧困」と「法」にどのようにアプローチすべきかを検討しようとしたものである。ここでは特に、国際協力が異文化理解を前提すること、さらに、途上国の多くが非西欧社会であることから、「文化」へのまなざしを不可欠のものとして、「貧困」と「法」への接近法を模索した(「貧困」「法」「文化」の関係とそこから導き出される問題意識については「はじめに」参照)。

第1章では、後続する章の議論の前提として、二つのことを確認した。その第一は、「貧困」と「法」には、何らかの関係があるのかどうか、そして、第二は、もし関係がある場合、現在の開発実務はそれに関連して何らかの取り組みを開始しているのかどうかである。前者については、貧困層が不当な行為や不正義を被りやすいにも関わらず、「法」による保護や正義の確立から遠い存在であることを示すことにより、貧困状況からの脱却における「法」の潜在的重要性を指摘した。また、後者については、開発実務に大きな影響力を持つOECD/DAC、UNDP、そして世界銀行の3機関による近年の貧困関連の出版物を取り上げ、「貧困」と「法」に関する認識について確認した。3機関の認識には程度の差が見られるが、本分野における取り組みはまだ開始されたばかりと見てよいであるう。

第2章、第3章は、「貧困」と「法」にどのように接近すべきかにつき、試論を展開した部分である。第2章の議論は続く第3章の議論に基盤を提供するものであるが、ここでの一番の主張点は、『法』一元論から「法」多元主義への発想転換の必要性である。『法』一元論とは、「法」を国家が制定した(近代的)実定法と国家管理の下にそれを適用・運用する諸制度(裁判制度やそれに付随する法律専門家登用制度等々)と捉え、それらのみを法領域として扱う見方である。他方、「法」多元主義とは、「法」を機能面から捉え、またそれを文化現象(価値と意味の体系の表象)とし、一社会内に、様々な形式や価値体系に基づく相異なる「法」体系が存在し、それらが競合的に並存しながら機能しているという認識に立つ見方である。ここでは、実定法と裁判制度を中心とする『法』はその一部を構成するものとして相対化される。第2章では、こうした『法』一元論から「法」多元主義への発想転換の必要性を2領域から検討した。その第一は、先進国の「正義へのアクセス運動」の動向であり、第二は、「法人類学」の議論である。前者は、「貧困」と「法」の問題に、また後者は非西欧社会の「法」と「文化」の問題につき示唆を提供するものとして取り上げた。

第3章では、「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセスを具体的に検討・伸長していく際の基本的視座のいくつか(4視座)を提示しようと試みた。その第一は、第2章での議論の延長ではあるが、検討領域・対象、分析概念として、実定法と裁判制度を中心とする『法』から秩序維持・紛争解決機能を持つ「法」への拡大・転換である。第二は、一社会内に存在し、貧困層に選択可能な

紛争対応・処理メカニズムを把握する実際的アプローチとしての「紛争」への照準である。第三は、紛争が顕在化した時点のみならず、紛争の全展開プロセスを念頭に置いた貧困層の「脱落」理解の必要性である。そして第四は、各紛争処理メカニズムの有効性や限界、さらには紛争展開プロセスにおける貧困層の「脱落」の意味を、貧困層の立場・視点から、また「貧困層」の解する「アクセス」と「正義の質」の観点から行っていこうとするアクター・オリエンテッド・アプローチの重要性である。

第4章は、今までの議論の一部を具体的コンテクストにおいて考える一契機とするため、ハノイにおける5日間の現地調査を基に、ヴィエトナムにおける「法」多元主義と貧困層の正義へのアクセス、特にその中でも、近年ヴィエトナム政府が再編・強化を図りつつある草の根レベルの「和解組」による紛争処理を取り上げ、その可能性と今後の課題を検討した。「和解組」による紛争処理制度は、貧困層の「アクセス」面についてはかなりの可能性を持つと思われるが、そこに負わされた二重機能(個人の望む迅速かつ安価な紛争処理機能と国家・党の支持基盤確保のための治安維持機能)の矛盾から、貧困層の望む「正義の質」という点では多くの疑問が残ると思われる点を指摘した。しかし、今回は実態調査を行っていないため、「和解組」の可能性と制約については、前章でのアクター・オリエンテッド・アプローチの必要性と関連して、まずは貧困層や紛争経験者等の立場からの評価がなされる必要があるであろう。

第5章では、以上の議論を整理する形で、今後の国際協力及びJICA事業に対する示唆を提示した。本調査研究は萌芽的研究の位置付けにあり、すぐにここでの議論を国際協力の現場に生かし、具体的案件形成につなげることは困難かつ時期尚早との認識のもと、次の2点についてのみ示唆を提供した。その第一は、「貧困」と「法」の密接性・重要性、またこれらに接近する中での「文化」理解の重要性についての国際協力関係者の意識覚醒をどのように図るかについて、また第二は、協力対象国の本分野に係る情報整備と現状分析を本調査研究の中で提示した基本的視座に基づきどう進めるかについてである。

「貧困」と「法」に係る議論は、開発分野に関してはまだ始まったばかりであり、今後、理論的にも、実態調査としても、更なる研究や調査が進められる必要があろう。同時に、「文化」への照射も、開発全般についてまだ不十分と言わざるを得ない。過去の植民地化や近年のグローバル化の中で、多くの地域は西欧近代思考にさらされているとはいえ、同時にそうした地域には、ユダヤ・キリスト教文化圏とは異なる歴史や世界観から醸成された価値と意味の体系としての「文化」の存在が想定され、「近代」の枠組みでは捉えられない価値や規範、そして制度があることを忘れてはならないだろう。こうした、「(異)文化」を理解するためには、現在の「開発」が拠って立つ近代思考と、その枠組みに基づき世界を見ることに慣らされている自分自身をまず自省的に相対化する必要があるであろう。こうした姿勢は、「貧困」と「法」分野に限らず、異文化理解を前提とする国際協力に関わる以上、必要不可欠と言えるのではないであろうか。

はじめに:今、何故「貧困」「法」「文化」なのか

「貧困」「法」「文化」という単語を目にし、ふと首をかしげる向きも多いのではないだろうか。数ある単語の中から敢えてこの3語が本調査研究の主題を表す表題に選択された背景には、これらが近年の開発において「キャッチー」であるという理由のみならず、この3者の間には密接な関係があるものの、それらが現在の開発分野においては十分考察されていない、あるいは、単純化・歪曲化され、結果として整合性を欠く関係に陥っているという認識がある。ここでは、まず本調査研究における3者の位置付けと関係を示すことにより、本研究の問題意識を明らかにしたい。

まず本調査研究は、「貧困」を開発分野において取り組むべき最重要課題の一つとして位置付けている。近年のポストモダン的思考の中には、「貧困」は開発言説自身がつくり出したものであり、ある面虚構にすぎないという議論もあるが、私個人は、誰が作り出したにせよ、自分たちは「貧しい」と感じ、それが物資的な意味であれ、精神的なものであれ)、そのことに苦しみ、そうした状態からの脱却を切望し努力してはいるものの、そこから抜け出せない状況にいる人達が数多くいると考えている。そうした人々の問題を放置しておくことは、勿論、政治不安や環境悪化につながるという理由もあるが、それ以上に、こうした状況と自分たちの生活は現在の不公正な世界経済システムの下で密接な関係にあるという認識と、人道的・道義的見地から容認されるべきではないと思っている。

それでは、蔓延する「貧困」問題にどう対処していくべきなのであろうか。種々のアプローチが考えられるが、もし近年の開発議論に指摘されるように、「貧困」の根源的要素の一つが、様々な面での「力の無さ」であるとするならば、そこに働きかけていくことが重要なのではないであろうか。そのための一方策として、貧困層の権利保障、また権利の侵害があった場合に正義を求め、自らの権利と人間としての尊厳を回復する手立てを保障することが必要となると思われ、この意味で「法」の存在は大きいと思われる。しかし、第1章でみるように、近年の貧困関連議論が「法」との関係でなされることは少なく、「法」についての言及がある場合には一般論にとどまっているという現状がある。また、近年拡大されつつある「法整備支援」についても、その議論や支援の方向性は市場経済化促進を目指したものであり、「貧困」との絡みで、「法」の重要性が検討されることはまだ少ない。

こうした現状認識の下、「貧困」と「法」の問題にどのようにアプローチしていくべきかを探ろうとしたのが本調査研究である。それでは、「文化」は何故ここで強調される必要があるのであろうか。ここでは、相互に関連する次の2点を指摘しておきたい。第一には、国際協力・開発分野は、「異文化」との関わりが前提になるということである。「文化」を「価値と意味の体系」として捉えるならば、異なった歴史を持つ社会には、当然異なった意味や価値の体系が醸成される。勿論、多くの途上国は植民地統治を経験し、また近年加速しているグローバル化の中で、西欧近代的思考にさ

らされているのは確かで、互いに理解不可能な程、距離がある文化の存在を想定するのは不可能であろう。しかし、だからと言って、全ての社会の価値や意味の体系、またそれを具現化した行動様式や意識、さらには制度等が同じであると想定するのも危険である。異なった歴史や世界観に基づく「文化」は、「法」分野に関しても、異なった権利意識や紛争処理に係る規範や制度、それらへの評価を生み出すことを念頭に置いておかなければならない。第二は、「貧困」や「法」分野に限らず、現在の開発議論や政策は、その歴史の中で様々な微調整を経てきたとはいえ、全般的に西欧近代社会をモデルとした近代化論に傾斜している。また、単に傾斜しているのみならず、西欧近代社会は数ある社会類型の中で、歴史上・文化上、特異なーケースにすぎないという視点を見失っており、自らを相対化する姿勢に欠けている。このことは、「異文化」社会を理解する上で大きな制約となる。例えば、「法」分野で言えば、西欧先進国で一般に捉えられているように、実定法や裁判制度のみを「法」領域として扱う『法」一元論的思考は、機能面から見れば「法」として認知され、途上国で実際機能している多くの規範や制度にも目を向け、検討していこうという発想にはつながりにくい。このように、「異文化」との関わりを前提とする国際協力・開発においては、「文化」へのまなざしは不可欠のものであろう。

以上、「貧困」「法」「文化」の位置付けと関係を明らかにすることにより、本調査研究の問題意識を明らかにしてきたつもりである。以下、第1章では、貧困層の生活と「法」、及び開発実務における「貧困」と「法」の認識を、第2章では、「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセス伸長の必要性を、さらに、第3章では、その前提としての情報整備・現状分析を進める基本的視座を、そして第4章では、ヴィエトナムの「和解組」を事例として取り上げることにより、「貧困」と「法」への接近法について考えていく。また、それらの議論を基に第5章では、今後の国際協力、及びJICA事業への示唆を提示しようと思う。本調査研究の一番の主張点は、『法』一元論に替えて、「法」多元主義を前提とした貧困層の正義へのアクセス検討の必要性」にあるが、その意味と理由は、本論を読み進むにつれ明らかになるであろう。また、本調査研究は、「貧困」と「法」に係る萌芽的研究との位置付けのもと、この問題についての関係者の意識覚醒と、そのための基本的視座に係る試論の提示、またそれに基づく情報整備、現状分析の可能性の検討にとどまり、すぐにJICAの具体的案件につながる提言には至っていない。今後、本分野に係る更なる議論、研究が進められることを期待したいと思う。

1. 貧困層の生活と『法』及び開発実務における認識・取り組み

後続する章の議論の前提として、ここではまず、二つのことを確認しなければならないであろう。その第一は、「貧困」と「法」には何らかの関係があるのかどうか、そして第二は、もし関係がある場合、現在の開発実務はそれに関連して何らかの取り組みを開始しているのかどうかという点についてである。前者について、貧困層が不当な行為や不正義を被りやすいにもかかわらず、「法」による保護や正義の確立から遠い存在であることを示すことにより、貧困状況からの脱却における「法」の重要性を示したい。後者については、開発実務に大きな影響力を持っている経済協力開発機構(OECD)の開発委員会(DAC)、国連開発計画(UNDP)、世界銀行(世銀)の3機関による、近年の貧困関連の出版物を取り上げ、こうしたギャップへの認識、取り組みがどのようなものであるのかを確認したいと思う。

1-1 「法」の保護から遠い存在である貧困層

近年、開発における「法」の重要性に対する認識が高まり、多くの国で法整備支援事業が展開されているが、そのほとんどが投資や経済活性化促進を意図したものであり、貧困との絡みで「法」を取り上げているものは極度に少ないと言えるであろう¹。しかし、こうした傾向をもって、「法」と「貧困」とは密接な関係にはない、あるいは前者が貧困解消に果たすべき役割は小さいと判断するのは間違いであろう。貧困層は、身の安全と権利を保障する「法」から一番遠い存在であり、それ故、暴力や不当な扱いを受けやすく、また法的手段を講じて正義に訴えることもできず、不安定な生活を余儀なくされている場合が多い。逆に言えばこのことは、貧困層が現在の状況を脱出するために、「法」の機能がいかに重要かを示しているとも言えるであろう。

貧困層の生活がいかに「法」の保護から遠いものであるかを想像するのは、途上国でのニュースや貧しい人々の生活を主題にした民族誌に触れれば、そう難しいことではないであろう²。例えば、貧困層は、警察や軍の権力濫用による不当な逮捕や暴力を受けやすく、命を失ったり、障害を抱えたり、また職を失い、結果として家族を含めてより深刻な状況に陥っていく可能性がある。また、行政の腐敗や収賄の横行により、貧困層を対象に無償で提供されるべき公的財やサービスに対しても、支払いを余儀なくされたり、またもし支払いを拒んだり、支払うことができなければ、アクセスを拒否される。さらに、地主や雇い主等から理不尽な要求をされたり、隣人から不当に持ち物を没収されたりもする。官民を問わず、大規模開発プロジェクトの計画、実施に関し、十分に情報提供や意見聴取の機会が与えられず、結果として貧困層の利害が無視されるだけでなく、悪い場合に

¹ Anderson(1999) p.2

² 貧しい人々の生活に焦点を当てた民族誌としては、例えば、Scheper-Hughes(1992) Beck(1994) Scott(1985, 1990) and Kerkvliet(1990)等を参照。

は、立ち退きを迫られ、生活の基盤を短期間に失う場合もある。このように、貧困層は、身の安全 や生活を脅かす暴力や不当な扱いと背中あわせに生活している場合が多く、こうした例は枚挙にい とまがないであろう。

同時に、こうした不正義にあっても、法的手段に訴える経済的資力を持たないということに加え、貧困層は様々な理由から「法」を恐れ、なるべく距離をおこうとし、結果として泣き寝入りする場合が多いことも明らかになってきている。例えば、都市のスラム人口や山岳地の焼畑移動耕作人口など不法占拠や森林伐採を禁止する法に抵触する生活を余儀なくされている貧困層が多くいるという事実がある。そうした人々にとっては、「法」はあくまで彼/彼女らを罰するものであり、自分たちの権利や利益を守るものではなく、こうした認識からは、自分たちの正義の確立や権利の回復を求めて敢えて司法制度を活用しようという意志は芽生えにくいであろう。また、途上国の多くの法律は貧困層にとっては理解しがたい「外国語」で書かれていることが多いという事実がある。ここで「外国語」というのは、文字通り植民地統治時代のなごりとして旧宗主国の言語で書かれているという意味と、同時に専門的教育や知識を前提とする法的用語や思考方法が、貧困層の日常言語や思考枠組みと大きくかけ離れているという意味であり、この両者が相俟って、貧困層から「法」をますます遠ざけていると言えるであろう。

以上みてきたように、貧困層の生活は、「法」の保護から一番遠い存在にある。貧困層は、他の階層に比し無法状態にさらされやすいのみならず、「法」による権利の回復や正義の確立を求めにくい状況に置かれている。こうした状況は、貧困層をますます力の無いものとし、不利な状況に追いやることにより、彼/彼女らが貧困の悪循環から脱することを困難にしている。こうした悪循環を断ち切り、貧困からの脱出を可能とするため、貧困解消に向けての「法」の役割やあり方があらためて問われていると言えるのではないだろうか。

1 - 2 開発実務における「貧困」と「法」についての認識

World Bank(2000、2001)である。

それでは、現在の開発実務は、こうした貧困層と不正義の問題をどのように捉え、どのように対処していこうとしているのであろうか。ここでは、開発実務の動向に大きな影響力を持っている3機関、すなわち、OECD/DAC、UNDP、世銀による「貧困」と「法」に関する認識を近年の貧困関連の公式刊行物から検討するが。、その際、各機関の「貧困」の捉え方と原因分析、そして対策の中に(必ずしも出版物はこのようには構成されていないが)、「法」側面、あるいは、「法」と密接に絡むと思

³ ここでは、貧困関連の代表的刊行物として以下を取り上げることにより、各機関の「貧困」と「法」に係る認識を検討した。勿論、こうした刊行物に「貧困」と「法」についての言及や議論がないからといって、その機関の本分野への認識や取り組みが全くないということにはならないが、各機関の認識における「貧困」と「法」の重要性や位置付けを把握する一つのメルクマールになるという前提のもとにこうした刊行物を検討することにした。 OECD/DAC については、OECD(1995、2001)。UNDPについては、UNDP(1997、2000)。また世銀については、

われる領域や問題への言及があるのかどうかに着目する。以下順次見ていくように、3機関の認識には程度の差が見られるものの、本分野における取り組みはまだ開始されたばかりと見てよいであるう。

1 - 2 - 1 OECD/DAC

(1)「貧困」の捉え方、及び原因分析における法側面への言及

DACの貧困削減ガイドライン(OECD 2001)における「貧困」の捉え方の説明において「法」という 言葉に直接的に言及している箇所はない。しかし、「貧困」を相互密接に関連し合う5側面、すな わち、経済的側面、基本的生存側面、政治的側面、社会的・文化的側面、そして自己防衛側面での 能力の欠如、あるいはそうした面での潜在的能力の発現が抑えられている状態として捉え、そうし た状態からの脱却を図ることが目指されているところから、その前提として、人は、人間らしく生 活するために、こうした能力を発揮する「権利」がある、あるいはこうした潜在的選択能力を発現さ せることは「権利」であることが暗に示唆されているととれるであろう。これは、まさに「人権」の 考え方に密接に絡むものであり、この権利は侵すべからざるもの、保障されるべきものとして絶対 的に尊重されるべきという認識があるであろう。その意味で、様々なレベル(国際、国内、地域、 集団内等々)での本権利の認知、保障のための「法」及び法制度の存在が不可欠となり、重要な検討 事項となってくると思われるが、本ガイドラインにおいては取り上げられていない。また、様々な ものが貧困の原因として挙げられ、それらは 2 大根本原因としての良き統治の欠如・失敗と不健 全な経済状況に大別されている。これらの原因分析にあたり、「法」「司法」という言葉を使っての 直接的言及はないが、前者の良き統治の欠如には、人権の蹂躙やその保障の欠如、不平等、環境悪 化等々が含まれ、これらを正すため、かつ貧困層の持続可能な生活を保障するために、適切な「法」 の存在とその機能が検討されなければならないことは明白である。しかし、この点についても具体 的議論は展開されていない。

(2)対策における法側面への言及

対策としては、 貧困層を利する経済成長、 貧困層のエンパワメントとそれを支援するガバナンス、 基礎的社会サービスの提供、 脆弱性の緩和、 性差間の平等、 持続的生活体系を可能とする環境配慮が挙げられているが、「貧困」と「法」について直接的に取り上げているところはほとんどない。ただし、次の2点については「法の確立」「法の支配」の重要性が一般論として指摘されている。その第一は、貧困対策の要として位置付けられている貧困層を利する経済成長との関連で、それを誘発・発展させる前提として、「会社法」など市場経済化に向けての法整備が必要であるという点である(OECD, 2001: 45)。第二は、貧困層のエンパワメント、権利の保障、貧困層を利する良い統治との関係で、「人権保障」と「法の支配」の確立の重要性が明確に打ち出されている点である。「「正義」を得るのは権利であり、慈善によりなされる性格のものではない」との認識のもとに、人権伸長のために、裁判所他の制度作り、能力構築、効果的・適正な司法制度の確立が不可欠であることを指摘している(ibid: 47)。

以上見てきたように、「貧困」削減についてのガイドラインにおける「法」の言及は限られ、また言及がある場合には一般論にとどまっていると言わざるを得ないが、他方、「良き統治と参加型開発」に係る1995年のガイドラインは、「貧困」と「法」について支援されるべき領域として以下を挙げている(OECD, 1995: 15ff)。 法の自国語への翻訳、普及、 実定法、慣習法を含めて存在する法の把握、両者の齟齬の検討、及び社会的弱者、女性、少数民族の人権伸長のための法的方策の検討。 法律扶助制度の導入、普及、 リーガル・リテラシー・プログラムの導入、 パラリーガルの養成、 人権や法へのアクセス権についての意識覚醒事業、 慣習法や慣習的な紛争解決の活用可能性の検討及び適用である。ここでは、「貧困」と「法」が直接取り上げられ、また、次章で取り上げる「法」多元主義の萌芽が見られるとはいえ、全体としては支援領域の列挙に留まり、途上国の「貧困」と「法」にどのようにアプローチすべきかにつき十分な議論が展開されているとは言い難しいであるう。

1 - 2 - 2 UNDP

(1)「貧困」の捉え方、及び原因分析における法的側面への言及

「貧困と人間開発」と題する1997年のUNDPの人間開発レポートでは、「人間開発」を「自由や尊厳、自尊心や社会的地位や身分等を含めて人々の生きる選択肢を広げるプロセス」と捉え、「貧困」は「健康的な生活を送ること、知識を得ること、経済の基盤を確立すること、社会へ積極的に参画すること等々の人間として生きていく上で根源的(潜在)能力を欠いている状態」「人間開発にとって最も基本的な機会と選択肢が与えられていないこと」を意味するとしている。こうした状況の原因として、資金や経済的解決策の欠如以上に政治的取り組みの欠如を指摘し、求められる政治的戦略の3要素として(貧しい人々の政治的エンパワメント、変化のためのパートナーシップ、(貧困層の力づけを側面支援する責任ある国家を挙げている。また、2000年のUNDPの Poverty Report: Overcoming Human Povertyにおいても、貧困の第一の原因は、政治力をはじめとした様々な面での貧困層の力の欠如にあるとして、貧困解消には、貧困層のエンパワメントと、そのプロセスに特に大きな影響力を持つと思われる地域コミュニティーや地方政府の役割及びそのガバナンスの質の向上が不可欠との認識を示している。貧困層の政治力の欠如とそうした状況からの脱却、関連してガバナンスの向上にあたっては、法側面における検討は不可欠と思われるが、ここでも法や司法への具体的言及はない。

(2)対策における法側面への言及

対策としては、従来型の経済成長とそれを補足するための貧困層をターゲットとした社会保障の組み合わせでは不十分であるとした上で、いかに貧困層のエンパワメントを図り、彼/彼女らの政治力をつけると同時に、それを側面支援する地方レベルでのガバナンスの向上が不可欠かつ何よりも重要との見解を示している。また対処すべき優先課題として、 貧困層のエンパワメントと彼/彼女らの生活に影響を与える事柄についてその意思決定プロセスへの参加、 女性のエンパワメントとジェンダー配慮、 貧困者重視の経済成長、 グローバル化の管理体制、方法の改善、 これ

らの実現に向けての広範な政治的支援の土壌形成、 最貧国の債務の削減など特別な国際支援が挙げられている。貧困層や女性のエンパワメント、また、地方レベルでのガバナンスの向上については、法の側面が密接に関連すると思われるが、「貧困」と「法」について具体的言及はなされていない。法律への言及は唯一、「貧しい人々は政府から金品を恵んでもらう人々とみなされてはならず、法律上正当な権利の要求者と見なされなければならない(UNDP, 2000: 117)という一文にあるが、そうした権利の実現をどのように法的手段を含めて図っていくのかについての議論は展開されていない。

以上、UNDPについては、貧困の原因、対策において、貧困層の力量不足とその力づけ、さらに関連してそのプロセスを側面支援する地方レベルのガバナンスの向上という政治側面を重視しているにもかかわらず、そうしたプロセスに大きな役割を持つであろうと思われる法側面への言及はほとんどなされていないと言えるであろう。

1 - 2 - 3 世銀

(1)「貧困」の捉え方、及び原因分析における法的側面への言及

2000年の世界開発報告書は、同じく貧困を主要テーマとして扱った1990年の報告書における所得貧困及び低水準にある教育・健康状態という貧困の定義に加え、新たに「発言力や力の欠如」及びリスクに対する「脆弱性」を加えて貧困を捉え直している。これらは、OECD/DACやUNDPの貧困の捉え方にも見られるように、貧困の多面性を強調する近年の開発学の議論動向を反映したものと見られる。このように所得や資産の欠如、発言権やパワーの欠如、リスクやショックに対する脆弱性や対処能力の欠如として現れる貧困の原因として、人的資源、自然資源、物的資源、経済的資源、社会的資源(必要な時に頼れる人的ネットワークなど)が欠如しているか、あるいはそれを有効に使うことができないことを挙げている。しかし、何故それらが不足するのか、あるいは有効に活用することができないかという根本原因の分析に係る議論はほとんどされておらず、法との関係についてもほとんど言及されていない。

(2)対策における法的側面への言及

対策としては、 貧困層を利する経済成長とその機会を活用できるようにするための教育(機会の創出) 貧困層のエンパワメント、 生活基盤の保障の3本立てとなっており、これらの間に優先順位はつけていないとしている。このうち、前者2者に関しては、法の支配の確立、法基盤整備の必要性に直接言及している。まず、貧困層を利する機会創出に向けての経済成長との関係では、投資家にとっての不測の事態回避や予測可能性を高めるための法整備及び法の支配の確立が不可欠である旨指摘され(UNDP, 2000: 8) また、貧困層のエンパワメントとの関係では、貧困層の様々な領域への参加を阻む障害の除去と参加促進のための法整備、及び貧困層の司法へのアクセスの保障・拡充の必要性とそのための法律扶助や法的情報提供の必要性に言及している(ibid: 9)。

さらに、本報告書にば「貧しい人々と法の支配」というサブ・セクションが設けられ(Ibid: 102-106) 法の支配と経済成長の関係のみならず、貧困層にとって、法の最重要側面は、法の支配の確立により、無法状態やいやがらせ、暴力の恐怖にさいなまされることなく暮らすことが出来るようになることであるという見解を示し、その意味で法がエンパワメントの重要な側面として位置付けられていると言えるであろう。同時に、次章で論じる「正義へのアクセス」の観点から、法はあっても、実際に貧困層の権利を守り、利するものとなっていない、あるいはまた、貧困層は他の社会階層に比し、裁判制度を利用する頻度が極端に少ないなど、現状の問題点を指摘している。さらに、ある社会で伝統的に機能している調停制度や仲裁等を次章及び第3章で取り上げる「代替的紛争処理(Alternative Dispute Resolution: ADR)」として活用する可能性と危険性についても言及している。そして支援の方向性として、まずは貧困層の利益を代弁する形で、司法の領域外でのアドボカシーが重要になること、そしてそれを通して、何よりも貧困層が自分たちの権利について知り、その権利の実現に向け、他の人との関係を変えていこうと考えるようになること、さらに、そこを基盤にして、司法へのアクセス伸長を図っていくことが重要だという見解を示している。

2000 年 8 月出版の Poverty Reduction Strategy Source Book のドラフトでも、貧困解消における司法の重要性と本領域を検討する必要性が指摘され、例えば、司法・裁判所の独立性、判決に係る責任の所在、法律専門家の登用、法的情報へのアクセス、裁判手続やサービスの質、煩雑さ、公平・公正さ、裁判制度の活用度と階層、民族、ジェンダーによる活用度の違い、ADRへの依存度、活用度等を調査するよう指示している。また、2001年7月には、サンクトペテルブルクで「法と正義:エンパワメント、機会創出、生活保障」と題するシンポジウムが開催され、「貧困層と法」という分科会が設けられている。

このように、世銀においては、「貧困」の捉え方や原因分析においては、「法」への直接的言及はほとんどないが、貧困解消に向けての方策についての議論においては、経済成長、貧困層のエンパワメント両視点から「法」の重要性とその検討の必要性が説かれている。また他の2機関の議論が法の支配確立の重要性を指摘するという一般論や検討され得る支援領域の列挙の域を出ていないのに比し、世銀の議論は具体的検討項目や支援の方向性についても触れており、その意味で「貧困」と「法」の重要性につきより深く認識していると言えるであろう。

しかし、この分野における議論は、全般的にまだ限られているというのが現状であり、果たして実際何らかの取り組みがこうした機関により開始されているかどうかも疑問である。1 - 1でも見たように、貧困層は不当な扱いや不正義を被りやすいにもかかわらず、「法」の保護からは非常に遠い存在であり、この意味で「貧困」解消に向けて「法」の問題は無視できるものではない。こうした状況確認・認識のもと、「貧困」と「法」、特に異文化にある「法」の問題にどのようにアプローチすべきかにつき、その基本的視座となるものを次章以降検討していきたい。

2. 「貧困」「法」「文化」: 『法』一元論から「法」多元主義へ

第1章では、貧困層が様々な面でのパワーを欠いているところから、不当な扱いや権利侵害を受けやすく、またそうした状況に陥った場合にも、自らが「法」と抵触する生活を余儀なくされているなどの理由から、司法制度を活用することにより正義に訴え、権利の回復を図ることが難しいという点を示すことにより、貧困層にとっての「法」の潜在的重要性を示した。同時に、現在の開発議論や政策の動向には、貧困層のエンパワメントの重要性など、貧困層の「力づけ」による権利の実現を目指した方策が出てきているとは見られるものの、その実効化に大きな役割を担っていると思われる「法」については、その一般的重要性を示すに留まり、具体的方策の模索・検討がまだ不十分であることを指摘した。

それでは、貧困層の権利保障、確立に密接な関連を持つ「法」に具体的にはどのようにアプロー チしていったらいいのであろうか。この点については、引き続き次章でも試論を展開することにな るが、ここでは、まずそれらの基盤を提供する、『法』一元論から「法」多元主義への発想転換の必 要性につき論じたい。ここでいう『法』一元論とは、「法」を、国家が制定した(近代的)実体法と国 家管理の下にそれを適用・運用する諸制度(裁判制度やそれに付随する弁護士、検事、裁判官等の 法律専門家登用制度等々)と捉え、それらのみを法領域として取り扱う見方である。こうした立場 にたてば、貧困との絡みで検討されるべきは、実定法の内容や裁判制度、あるいはその手続が、貧 困層の権利やアクセスを保障するものとなっているかということになろう。勿論、こうした公式の 法や裁判制度上の問題を検討していくことは不可欠であるが、貧困層の権利保障や紛争解決を図る 正義へのアクセス、特に、それを非西欧社会であるいわゆる途上国のコンテクストで考える場合に は、より広範かつ多層的な領域を「法」として捉える「法」多元主義の視点が必要だと思われる。本 章では、こうした『法』一元論から「法」多元主義への発想転換の必要性を「正義へのアクセス運動」 及び「法人類学」の議論から明らかにしたい。前者は、1970年代後半から、主に先進国を中心に推 し進められてきたものではあるが、「貧困」と「法」を考える上で示唆に富むと思われる。また後者 は、異文化を扱う学問的性質上、その初期から潜在的には「法」多元主義的思考を醸成、発展させ る土壌を持っていたといえ、その理論的・方法論的発展を概観することは、特に「法」と「文化」に どのようにアプローチすべきかにつきいくつかの重要な視点を提供すると思われる。なお、すでに 明らかになりつつあるとは思うが、本論の中で、『法』(二重鍵括弧つき)は、「国家が制定した実定 法と国家管理の下にそれを適用・運用する裁判を中心とした紛争処理制度」を指すものとし、他方、 「法(普通の鍵括弧)を、実定法や裁判制度に限らず、その機能面から「個人や集団の権利保障と社 会秩序維持及び紛争処理を行う規範と制度」というより広範な概念として使うことにする。

2 - 1 「貧困」と「法」: 正義へのアクセス運動

「正義へのアクセス」という言葉がいつ頃から使われるようになったのか定かではないが、少なく

ともこの言葉を広く知らしめ、法律分野で定着させる大きな契機となったのは、カペレッティ(M. Cappelletti)とガース(B. Garth)により 1978年に著された「正義へのアクセス: 権利実行化のための法政策と司法改革」(Access to Justice: The Newest Wave in the Worldwide Movement to Make Rights Effective)であろう。本論文は、先進国の動向を中心にまとめられ、且つ、20年程前に書かれたという限界はあるものの、その後の各国での正義へのアクセス運動に理論的基盤を与えたこと、また、ここで主張する「法」多元主義との関連で、裁判以外の紛争処理の可能性をも検討する必要性を訴え、先進国における現在の代替的紛争処理(Alternative Dispute Resolution: ADR)運動推進の一要因ともなったという点で、その論点を概観しておくことは重要であろう。

2-1-1「正義へのアクセス」とその実効化に向けての諸障害

まず、二人は、法制度(権利実現の場としての制度、公権的な紛争解決の場としての制度の双方もしくは一方)が少なくとも次の二つの条件を満たさなければならないという認識から出発している。その第一は、制度はすべての人々にとって等しくアクセスが容易なものでなければならないというもの、そして第二は、それは、個別的にも社会的にも正しい結果をもたらすものでなければならないというものである。「正義へのアクセス」はまさにこの第一の側面に関わるものとしているが、アクセスの問題は第二の側面を切り離しては考えられないであろう。

しかし、法律制度が全ての人々にとって等しくアクセス可能かつ容易でなければならないという 認識、及びその実現化に向けての取り組みは、歴史的にごく最近のものであり、現状は、貧困層を 含めて広く「正義へのアクセス」が確立されている状態にはないことを指摘している。そしてその 理由として以下のような障害を挙げ、結果として現在の『法』制度が、ある種の紛争当事者を優位 に立たせ、また、貧困層に代表される別のある種の当事者を非常に不利な立場に追いやると結論付 けている。

(1) 訴訟に要する経済的、時間的コスト

第一の障害として挙げられているのは、訴訟に要する経済的、時間的コストである。裁判所による紛争処理は極めて高価なものである。政府は、裁判官他の裁判所職員の給料を払い、裁判所他の建物や施設を提供する。これに対し、当事者は弁護士報酬他、裁判費用を含むその他の紛争解決経費の大半を負担すべきものとされている。さらに、勝訴が確実に見込めることは稀であり、また、敗訴した場合の経済的負担は予測が難しく、高額の裁判費用は正義へのアクセスに対する強固な障害として働く。特に、比較的少額の金銭請求の場合は、たとえ紛争が裁判手続で解決されても、その費用が係争価額を超えたり、請求の大半を占め、訴訟を空しいものにする。さらに時間的要因も大きな障害となっている。多くの国で司法上の救済を求める者は、実効ある判決を得るまでに少なくとも2~3年は待たなければならず、妥当と思われる期間内に手に入れることのできない裁判は多くの場合裁判の拒否と同義である。

(2) 当事者の力量の差: 資力、法的能力、訴訟経験

第二の障害は、当事者の力量不足である。力量を形成するものには様々なものがあるが、少なくとも、資力、権利を認識し実現する能力、そして訴訟経験における差が、実効的アクセスの度合いとその結果に大きく影響する。十分な資力を持つ個人又は団体は、提訴または応訴にあたり明らかに優位に立つ。訴訟の遂行が経済的に可能であり、また訴訟の遅延によく耐えることができる。同様に、資金を多く投入すれば、より効果的に主張を展開することが可能となろう。「法的能力」、即ち自らの権利を認識し実現する能力の差も、当事者の「正義へのアクセス」を大きく左右する。こうした「法的能力」の差は、資力、教育、経験、社会的地位の差と密接に関連するが、法的に実現可能な権利及びその実現に向けての法的手続についての情報、認識、知識が不十分な場合、それらは、「正義へのアクセス」に対する大きな障害となろう。さらに、裁判経験の差も大きな要因となる。裁判制度との接触が散発的で稀な個人(「ワンショット」)と長期にわたる裁判経験を有する団体(「リピートプレーヤー」)の間では「正義の実現」に大きな差がみられる。

(3)拡散利益に特有な問題

第三に「拡散」侵害関連紛争に係る障害がある。「拡散」利益とは、清浄な大気、消費者保護の利益といった集合的又は断片的な利益である。ここに含まれる基本的な問題 「拡散」 は、集合的利益の侵害に対処する権利を誰も持っていないか、または救済に対する誰の利益もあまりにも小さく権利実現の誘引が欠けていることである。拡散利益侵害は全体としては非常に深刻だとしても、個人はあくまで自分の利益に対する侵害部分のみを訴えることができるという限界、また、個人の賠償請求は少額の可能性があるのに、拡散利益侵害を立証するため莫大な費用がかかる場合が多いという問題がある。その場合には、公害被害者や消費者などが組織化し、正義の追求を行っていく必要があるが、ここでもまた、訴訟に寄与しなくても主要な利益だけを得ようとする「フリーライダー」の問題が内在し、組織化の妨げとなる場合が多い。こうした拡散利益侵害という特有な問題に関する紛争では、「正義へのアクセス」が著しく制限される可能性がある。

こうした「正義へのアクセス」実効化の障害を概観した後、現在の『法』制度においては、「正義へのアクセス」という観点から、少額の請求を行う孤立した個人、特に、様々な面で力量を欠く貧困者にとってとりわけ不利なものとなっており、逆に「持てる者」、とくに自己利益の促進のために法律制度を利用することにたけた団体の当事者は優位に立つと結論づけている。

2-1-2 正義へのアクセス伸長に向けての実際的なアプローチ

それでは、貧困層が「正義へのアクセス」を確保する手立てはないのであろうか。二人は、少なくとも1965年以降の西側諸国については、法律扶助の提供、「拡散」利益に係る法的代表権の確立、そして裁判外紛争処理を射程に入れた包括的正義へのアクセス伸長を図る三つの波 アプローチ が順次登場してきていると指摘しているが、「法」多元主義との関係で重要と思われるのは第三のアプローチであろう。以下、順次みていく。

(1)第一の波:貧困者のための法律扶助

西欧諸国における正義へのアクセスを促進する第一の努力は、高価な法的サービスを貧困者へも 提供しようという法律扶助に向けられた。法律扶助は、開業弁護士が無報酬サービスを提供する形 で始まったが、その後、国家の役割が強調され、現在多くの国でジュディケア制、公設専任弁護士 制、またその混合モデル等が導入されている⁴。しかし、こうした法律扶助には以下のような限界 があることも指摘している。第一に制度が実効的であるためには、大量の弁護士を必要とするが、 とりわけ発展途上国ではその需要は供給を上回っている。第二に、資力のない人へのサービス提供 に係る資金援助が不可欠であり、高額な弁護士のサービス確保に依拠する本制度の広範な活用には、 莫大な費用がかかる。第三に、最も進んだ法律扶助制度においても、個人の持ち込む少額請求の問 題を解決できないという限界がある(裁判費用が係争価額に比し高額)。

(2) 第二の波:拡散利益の法的代表

第二のアプローチは、消費者問題や環境破壊などに関連する拡散した集合利益をいかに法的に代理し、「正義へのアクセス」を確保するかという点が焦点になっている。伝統的な民事訴訟法理論によると、訴訟は、個別的権利に関する2当事者間の事柄にすぎないと把握され、拡散利益を国家によらないで私的に保護する余地はなかった。拡散利益に特有の性質と制度的矛盾に対処するため、公益訴訟に向けての動きが世界規模で活発化し、様々な立法改革、制度改革が行われることになり、現在様々なアプローチが採られている。二人は、様々な取り組みが展開されてはいるが、拡散利益の代理という問題に関する対策は、可能なかぎり効果的な私的団体の活動を中心としながら、様々なアプローチを組み合わせた「混合的」「多元的」なものでなければならないとしている。

⁴ ジュディケア制は、法定の要件を満たす全ての有資格者に権利として法律扶助を保障し、これらのサービスを提供する開業弁護士に国家がその報酬を支払う制度である。公設専任弁護士モデルは、階層としての貧困者の利益推進をより積極的に追求するもので、政府から俸給を受ける専任弁護士スタッフがその任務にあたり、またその事務所も貧困層の居住地近くに公設される。さらに、公設スタッフ弁護士あるいは開業弁護士による代理に関する選択権を当事者に供与したり、あるいは、政府により貧困地区に設置された法律センターに民間のソリシターが働いたりなど、2者の混合モデルも見られる(Cappeletti, M. and Garth, B. (1978) chapter 3)。

⁵ 例えば、以下のような改善、改革が見られた。第一に、当事者的格に関しては、私的な個人や集団に拡散利益の 擁護者として活動することを認めるための立法改革が進められたことである。そして、第二に、このような利益 の保護には、裁判官の役割、及び「通知」や「審問を受ける権利」といった基本的概念の変容が迫られ、実効化さ れたことである。例えば拡散利益を有する者全てを必ずしも裁判所へ呼び出せるとは限らないので、「適切な代 表者」の存在を認め、規定することや、判決の実効化に関しても、全員が審問を受ける機会を与えられないとし ても、通例集団の全ての成員に対し、拘束力を持つものとするなど、民事訴訟法、裁判手続等々広範な変革が行 われたことである(Ibid.)

⁶ 拡散した集合利益の代理に関しては、政府機関に代理させる従来型の統治体アプローチ、テスト訴訟の場合など「イデオロジカルな原告」を団体、政府が支援するアプローチ、消費者オンプズマン等ある程度強力な団体が拡散利益の代理をつとめ、団体訴訟を行うアプローチ、また、拡散利益を擁護するための私的団体を組織し強化するための公益ローファーム(寄付を財源とする非営利的組織)によるクラスアクションや公共利益訴訟、さらに、公共的対策と公益弁護士の中間にあり、公共利益擁護のための政府からの助成としてのパブリックカウンセルの設置・活用等が出現している(Ibid.)

(3)第三の波:法的代表、裁判へのアクセスから一段と包括的な構想としての正義へのアクセス伸長へ

それでは彼らが、包括的アプローチと呼ぶ第三の波とはどういうものであろうか。第一、第二の 波、その中での諸改革のねらいは、それが個人であれ、集団であれ、そのままでは代表されない、 または代表の不十分な利益のために効果的な法的代表を見出すことであった。すなわち、裁判への アクセスをどう確保するのかという問題が焦点になっていたと言える。その意味では、先に『法』一 元論について指摘した『法』――国家が制定した実定法とそれを適用・運用する裁判を中心とする を問題領域と設定し、それに関する、あるいはその内部での改革を推進してきたと言え るであろう。しかしながら、二人は、正義へのアクセスを求める新たな動きとして、こうした『法』 領域内での改革にとどまらず、より広範な領域で多様な試みが登場しつつあると指摘している。具 体的には、次章でも触れる国家機関以外の第三機関や第三者による調停や仲裁など、裁判外紛争処 理の持つ可能性の再考やその活用推進に係る動きに端的に見て取れるとしている。こうした動きは、 一方で権利の保障、回復、紛争解決を求める当事者の様々なニーズ(物理的、心理的双方を含む) と、他方で裁判を中心に据える現在の『法』制度が提供する正義確立のプロセスやその結果との ギャップを埋めるものとして登場してきているとも考えられ、こうした動きをも射程に入れたより 包括的な正義へのアクセス・アプローチを模索していく必要性を示していると言える。すなわち、 「正義へのアクセス」の第三の改革の波は、従来型の国家法と裁判所を中心に据えた紛争処理へのア クセスのみならず、当事者の社会関係や文化・価値観、係争事項の性質、許容される時間的コスト 等を包括的に検討することにより、裁判へのアクセスのみならず、裁判外紛争処理をも射程に入れ て、紛争解決に向け最も効果的な手段の検討とそれへのアクセス伸長を図っていこうという試みだ と言え、その意味で、『法』一元論から「法」多元主義への脱却を迫るものと捉えられるであろう。

2 - 2 「法」と「文化」:「法」多元主義への道程

上の議論は、西欧先進国の動向に立脚した上で、『法』一元論から「法」多元主義への発想転換の必要性を訴えたものであるが、こうした「法」多元主義的発想は「文化」の側面に関する考察からも不可欠と言えるであろう。何故なら、途上国と言われる地域の多くは非西欧文化圏にあり、そこには、長い歴史を通じて育まれ、また、植民地化、近代化、グロ・バル化の中で変容を遂げながらも脈々と受け継がれてきた、ユダヤ・キリスト教文化圏のものとは異質の「文化」の存在が前提され、それは当然「法」領域にも影響を与えていると考えられるからである。ここでは、非常に粗雑な議論ではあるが、いくつかのレビュー論文を参考に「、「文化」をその主要な研究対象としてきた人類学、特に法人類学の動向を概観することにより、非西欧社会の「貧困」と「法」の検討にあたり、何故「法」多元主義が必要となるのか、また、異文化の「法」理解にはどのような点が重要であるのかを探っていきたい。そのため、1920年代後半から始まる法人類学の歴史を、1960年に至るまで、1960

⁷ ここでは、以下のレビュー論文を参考にしている。Moore, S.F.(2001) Merry, S.E.(1988) Snyder, F.G.(1981) Roberts, S.(1994)。

年代から1970年代、そして 1980年代以降に便宜的に分け、各々の時代における理論的・方法論的特徴をみていくが、各時代に提示された理論枠組みや方法論の適用はその時代のみにかぎられていたわけではなく、現在の法人類学に発展的に継承されていることを付け加えておきたい。

2 - 2 - 1 1960 年以前

マリノフスキーが「未開社会の犯罪と慣習」を1926年に著してから1960年代に入るまでのこの時 期は、法人類学の黎明期と位置づけられる。この時期の主要な研究対象は、植民地の「未開法」で あり、「法」を規範面から捉え、植民地政府の持ち込む近代法とは異なる性質を持つ様々な法が世界 には存在することを明らかにした点で、後の「法」多元主義の潜在的萌芽となったと言えるである う。しかし、植民地統治という歴史的背景、また進化論的発想に立つ当時の社会科学全般の風潮、 及び当時主流であった機能主義人類学(社会人類学)を反映して、以下の点で限界があったと言え るであろう。まず、その第一は、単線的歴史観から、植民地の慣習法を後進的と捉え、歴史的進化 とともに消失するもの、あるいはまた、植民地法との関係で淘汰すべきものとして位置づけていた という点である(人類学者の役割はそれらが消滅する前に記録し、人類社会の進化を明らかにする こと)。このことは、植民地の慣習法を「未開法」と呼んでいたことに端的に表れている。第二点は、 社会組織と社会構造に焦点をあて、社会の維持・再生産に果たす機能を明らかにするという機能主 義アプローチからくる限界であり、それは、植民地化に伴う社会の激変にもかかわらず、対象社会 をそうした変化とは無縁かつ調和的社会関係を持った閉鎖社会とみなし、その結果慣習法とその社 会を非歴史的に扱うことになったこと。そして、第三に、異文化の中にある「法」理解の方法論に 関し非常に重要な点であると思われるが、植民地の慣習法を同定、分析、理解するのに、西欧近代 法学の概念や枠組みを無批判に適用した点が挙げられ、自民族主義に立つ概念規定や分析に基づく こうした慣習法の理解は、自ずと限界を呈さざるを得なかったと言えるであろう。

2 - 2 - 2 1960 年代~ 1970 年代

1960年代以降は、慣習法という規範レベルの研究から、その適用を含めて様々な紛争処理様式やその過程に関心が移り、紛争処理の類型化や比較が行われるようになったが、そうした中で、先の機能主義に立つアプローチを批判する形で、新たな課題、視座、方法論が提示されていった。ここでは、この時期の法人類学の貢献として大きく以下3点を挙げておきたい。その第一は、象徴人類学、解釈人類学の台頭による「文化(の表象)としての法」という見方の出現である。ここでは、「文化」を「価値・意味の体系」として捉え、それをテキストに例え、あるテキストの一文が、そのテキスト全体を読み解かなければ十分理解されないと同様に、当該文化全体の価値や意味体系が理解されない限り、その一部である「法」の理解も難しいことを指摘した。これは、先の機能主義に拠って立つ慣習法の研究が、西欧近代法学の概念、方法論を無批判に適用したことからくる浅薄な他社会やその法の理解に陥ったことに対し方法論的批判を与えたと同時に、西欧近代法をある時間的、空間的一時点において形成された一文化形態としてのみ捉え、それを他との関係で相対化し、後の「法」多元主義思考につながる重要な視点であると言える。第二点は、機能主義における「社会、また、解釈人類学における「文化」に対し、「個人」に主眼を置いたアプローチが台頭してきた

ことである。個人の行動は、「社会」や「文化」により自動的に決定されるものではなく、個人の主体性によるものであることを、異なった紛争処理の個人の選択行動を問うことにより提示した。こうした当事者の視点にたつ分析は、何が望まれる紛争処理、ひいては法なのかを考える上で非常に重要であろう。第三は、社会構造の維持、再生産における慣習法の役割や調和的社会関係像を提示する傾向にあった機能主義に対し、「法とパワー」や「法の政治性」を前面に押し出す研究が台頭してきたことである。理論的には、マルクス主義社会科学の人類学への影響が一要因としてあるが、同時に、先にも触れた70年代以降欧米で盛んになりつつあった法学分野での「正義へのアクセス」運動に伴う代替的紛争処理に係る政策議論に多くの人類学者が関心を示したことも背景としてはあると言える。

2 - 2 - 3 1980 年代以降

このように、1960年代~1970年代にかけては、「法」と「文化」を考える上で重要と思われる視座 が次々と提示された時期であった。1980年代以降、急速なグローバル化や従来法社会学が扱って きた欧米諸国の代替的紛争処理議論への人類学者の関心の移行などから、異文化理解としての法人 類学の議論や役割は縮小し、沈静化しつつあるという見方もある。しかし、こうしたグローバル化 現象を念頭におき、また、社会科学におけるポストモダニズムやポストコロニアリズムの台頭を背 景にして、法人類学分野において新たな潮流が芽生えつつあるのも確かである。その第一は、従来 比較的小規模かつ閉鎖的社会を対象としてきた人類学が、植民地の独立、途上国政府の開発への志 向、またグローバル化を背景に、国家や援助機関、また国際資本の動きや国際関係等を射程に入れ、 その研究領域を広げると同時に、現代的課題を中心に据えた研究が出始めていることである。第二 は、第一の動向と関連するが、「法」を文化現象として捉え、一社会の中に、様々な形式や意味・価 値体系に基づく相異なる複数の「法」体系が存在し、それらが並存・競合しながら機能していると いう認識にたった「法」多元主義に基づくアプローチが台頭してきたことである。これは、ある種 の法的体系は後進的で社会の発展とともに消滅し、近代法に一元化するという短絡的社会進化論的 立場とは異なり、一社会内に複数の「法」体系が存在・機能することを厳然たる事実として受け止 め、その存在理由、それらの関係、齟齬、調整過程や統合原理等を明らかにしようとするものであ る。こうした文化論にたつ「法」多元主義に基づけば、植民地化経験を通じて途上国に移植された 近代法も、その社会で機能する全体的法体系の一部のみを構成するものとして相対化される。さら に、連動して、第三の現象として、ポストモダニズム、ポストコロニアリズムの影響により、真理 の追求という純粋科学の基盤が脆弱化し、ある特定集団の立場・視点から、「法」のあり方やその評 価を問う現象学的、アクション・オリエンテッド・アプローチ(次章で説明)に基づく研究が出始

⁸ 多くの途上国が多民族国家であり、また植民地統治を経験し、さらに独立後開発志向を強めてきたことを考えるに、複数の「法」体系が並存、機能としているというのは想像に難くないだろう。安田は、こうした法体系は、アジアに関し少なくとも以下のように類型化できると論じている。即ち、アジアが植民地化あるいは近代化する以前から存在し、機能してきた複数の「固有法」、植民地化、近代化を通じて西欧諸国から導入された「移入法」、そして二重経済の矛盾を克服し、急速な開発を可能とするために個人の自由を制限し、逆に国家権力機能強化を図る「開発法」が並存していると指摘している。詳細については、安田(2000)を参照。

めてきていることである。それは、同時に、そうした見方と、他方で国家や他の集団との「法」をめぐる考え方や評価の違いを浮き彫りにし、「法」の持つ権力性・支配性、さらには誰のための「法」なのかを問う動きにつながってきていると言えるであろう。

2-3 「貧困」「法」「文化」:「法」多元主義に基づく正義へのアクセス議論の必要性

従来、近代法に基く裁判中心の紛争処理を主たる研究領域とする法学と、異文化理解を主たる目的とする人類学は、必ずしも共通の問題意識或いは研究領域を持っていたとはいえない。しかし、上に見てきたように、法分野における欧米諸国の「正義へのアクセス」運動の台頭は、裁判外の紛争処理手段をも射程に入れた改革を推進する力となり、「法」をより社会的コンテクストの中で考える視点が芽生えつつある。しかし、裁判外紛争処理をも射程に入れた第三の改革の波が起こる一方、そこではまだ、それらを近代的志向においてのみ、あるいはまた裁判制度の延長としてのみ捉える傾向があるように思う。他方、比較的小規模かつ閉鎖的と見られていた非西欧社会の慣習法、固有法の研究に始まった法人類学も、時代の要請により、より現代的コンテクストでの非西欧社会の「法」の研究や、「法」多元主義を前提に欧米社会も含めた上での一社会内、あるいは社会間の「法」や法文化の比較を試みるようになってきたが、「貧困」と「法」についての政策論的議論はまだ少ないのが現状であろう。

こうした法学、法人類学それぞれの領域での動向そして限界を踏まえた上で、第三世界の「貧困」と「法」を考える場合、ここで、「「法」多元主義に基づく正義へのアクセス」議論の必要性を訴えたい。それは、第三世界により顕著にあらわれてはいるが、どの地域においても、一国内に異なる価値・意味体系に基づく「法」体系が並列的・競合的に存在し、機能しているという認識によるものである。こうした認識にたてば、「貧困」と「法」を考えるにあたり、近代法典や実定法、それに関わる法制度や紛争処理手順等のみを検討し、政策事項とするのは、自ずから限界があると言える。このことは、欧米諸国の「正義へのアクセス」運動の第一の波が問題とした貧困層の裁判へのアクセスに係る制約を念頭におけばなおさらである。途上国の「貧困」と「法」を考えるにあたっては、公式、非公式のもの、成文化された法、成文化されていない規範を含めて、異なった「法」体系を包括的に把握し、その各々が、また異なる「法」体系の相互作用が、貧困層の正義へのアクセスをどのように伸長する結果となっているのか、またどのように制約することになっているのかを検討する必要があるであろう。続く第3章では、こうした「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセスを検討するための基本的視座を試論的に論じていきたい。

3. 「法」多元主義に基づく正義へのアクセス検討のための基本的視座

前章では、対象社会が、いわゆる西欧/先進国であっても非西欧/途上国であっても、「貧困」と 「法」を考えていく際には、私達が無意識に陥っている、あるいは陥りやすい『法』一元論的思考を 一度は振り払う重要性を指摘した。それは、同時に、「法」多元主義に基づき、各社会の歴史の中で 醸成・継承されてきた固有法や、外部からの移植法、あるいはまた裁判制度の限界を克服するため に新たに発展しつつある代替的制度など、様々な「法」体系や制度の競合的並存を現実(非西欧諸国 の場合は特に)として受け止め、その上で互いに異なる「法」システムが、個々として、あるいはま た相互に関連しあいながら、貧困層の正義へのアクセス伸長にどのような可能性と制約を呈してい るのかを検討することに他ならない。このような「法」多元主義を前提として「貧困」と「法」に接近 しようとする場合、従来自明のものとして扱ってきた『法』 すなわち「国家により制定される実定 法と、国家制度のもとでそれを適用・運用する裁判制度」という領域や概念は、すでにその有効性 を失ってしまい、より適切かつ有効な検討領域や分析概念、アプローチが同定される必要がある。 こうした問題意識の下、ここではまず「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセスを検討す るにあたり重要であろうと思われるいくつかの基本的視座を試論的に提示する。その上で、そこで 提示した紛争処理の類型化に基づき、今後具体的な場において貧困層の正義へのアクセス伸長の可 能性を検討する際の参考とするため、裁判外紛争処理促進の是非に係る議論を簡単に概観しておき たい。

3 - 1 「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセス検討にあたっての基本的視座

ここでは、貧困層の正義へのアクセス検討にあたっての基本的視座として次の 4 点を挙げておきたい。すなわち、検討領域、分析対象・単位を同定するにあたり、狭義の『法』に替わり、より広範な概念である「法」、すなわち、「権利保障と秩序維持、紛争解決に係る規範・制度(メカニズム)」が、また一社会内に機能する「法」を把握するための実際的アプローチとして、「紛争」に焦点をあて、その処理メカニズムを検討していくことが有効であろうこと、また貧困層の正義へのアクセスを念頭においた場合、紛争が顕在化した時点のみを問うのではなく、それ以前及び紛争処理後をも射程に入れた「紛争の展開」プロセスを念頭においた視点が必要となるであろうこと、さらに、紛争処理の個々のメカニズム、及びその相互作用の有効性と限界を検討するにあたり、貧困層の視点を中心に据えたアクター・オリエンテッドなアプローチが重要となるであろうことである。

3-1-1 検討領域・対象、分析概念: 『法』から秩序維持・紛争解決のための「法」へ

異なった「法」システムが競合的に並存することを認める「法」多元主義に基づいた場合、『法』、すなわち実定法と裁判制度のみを問題の対象・領域とし、そこにおける貧困層の正義へのアクセス伸長の可能性を検討するだけでは、不十分なだけでなく、不適切と言えるであろうことはすでに前章において論じた。それでは『法』が問題設定領域としても、分析概念・単位としても必ずしも有効

でないとすると、『法』に替わり、貧困層の正義へのアクセス伸長の可能性を検討する土台を提供するものは何であろうか。そのヒントは、「法」を『法』に類似した様式のものという形から捉えるのではなく、まさにその機能において捉えるという視点に隠されていると言えるであろう。

「法」をどう捉えるかについては様々な見解が存在するが。次のような前提に立つとき、「法」と はその機能の一側面として、紛争の拡大・深刻化を未然に防ぎ、あるいは紛争が起こった場合にそ れを処理し、ある程度の社会秩序を維持するという普遍的機能を担ったものとして捉えることがで きるように思う。すなわち、ロバーツ(1973)が人間社会の前提として立てているように、第一に どんな社会においても人間が集団生活を営む以上、成員の行動をある面で制限あるいは方向付ける 規範と制度、それによりもたらされるある程度の社会秩序の維持が必要となる10。第二に、しかし ながら、いさかいや紛争は社会生活の常であり、それらが有効に対処されなければ、第一の社会秩 序維持、回復は望めない¹¹。こうした前提に立てば、「法」への実際的アプローチとして問題とされ るべきは、『法』ではなく、『法』をその一つとして包含する社会秩序維持、紛争処理のメカニズム であり、形式として『法』とは近似と考えられない場合にも、こうした機能を担ったメカニズムは どこの社会にも複数存在すると考えられるであろう。逆に言えば、こうした社会秩序と紛争処理に 関連するメカニズムこそが「法」として捉えられるとも言えるであろう。こうした「法」の理解にた てば、検討領域としては、秩序と紛争」、分析対象としては、「秩序維持と紛争処理のメカニズム(規 範と制度)」に拡大することができ、『法』概念に基づく国家法と裁判制度による秩序維持と紛争処 理メカニズムのみならず、こうした範疇に収まり切らなかったが故に看過されてきた、公式の制度 ではないものの、秩序維持と紛争処理を目的として実際に機能している様々なメカニズムをすくい とることができるであろう。そして、重層的に存在するこうしたメカニズムが、貧困層の正義の確 立という点で、どのように作用しているのかを検討していくことが重要となろう。

3-1-2「紛争」への照準と貧困層に選択可能な紛争対応・処理メカニズムの把握

それでは、上記の議論に則して、社会に存在、機能し、貧困層の正義へのアクセスに実質的に影響を与えている秩序維持と紛争処理のメカニズムはどのように把握され得るのであろうか。秩序維持に係るメカニズムについては、平穏時にその存在と機能を把握するのは難しいと思われるため、現実的対応として、不当と思われる行為や紛争に焦点をあて、それへの対応や処理メカニズムを分析単位とし、その各々及び相互作用を検討していくことが考えられる。こうした紛争処理メカニズムに関しては、法学、法社会学、法人類学が長く研究し、すでに様々な類型化の試みがなされているところであるが、こうした業績に基づき以下類型の一例を説明するとともに、こうした類型例を

⁹ 例えば、マルクス主義に基づけば、「法」はイデオロギーであり、支配の道具としての機能を持つと言えるであろうし、ギアツをはじめとする解釈人類学の立場からは、「法」は、ある地域の文化の表象として捉えられるであろう。

¹⁰ Roberts (1979) pp.13-14.

¹¹ Ibid.

参考に、一社会内において貧困層が選択可能な紛争への対処法や処理手段の概観図がまず描かれることが望ましいであろう¹²。

まず、不当と思われる行為や紛争への対応は、「回避」「暴力的手段による報復」「対話・交渉」の三つに大別され、さらに最後のものに関しては、第三者の存在の有無、及びその役割に応じて細分類化されるのが一般的である。

(1)回避

不当と思われる行為があった場合、様々な理由からそれに対して直接的な抗議や抵抗などを行わず、紛争の顕在化を避けようとする対応がある。しかし、明らかな形ではないものの、実際には、様々なやり取り(社会関係、物財の交換等々)における関与の度合いや仕方を変えたり、極端な場合には村八分のような没交渉状態を生むことにより、微妙な形での抗議・抵抗が行われる場合が多い。認識されにくいことから往々にして忘れられがちであるが、こうした「回避」という選択肢を念頭におき、その理由を問うことは、次節の紛争の展開プロセスに係る議論とも関連して、貧困層の正義へのアクセスを考える上で重要である。

(2)暴力手段に訴えた直接的報復

別の対応策として、不当な行為を行った者や紛争相手に対し暴力に訴える手段がある。しかし、こうした対応を二元論に立ち、回避や話し合いなど非暴力手段による紛争処理と対立するものと捉えるのは間違いであろう。暴力手段に訴えることがある程度正当な紛争処理手段として容認されている社会の多くでは、無秩序化を防ぐため、暴力様式の選択や度合いに関し多くの制限や規定が設けられており、また儀礼・儀式化されている場合も多い。例えば、オーストラリアのアボリジニのあるグループでは、殺害された者の親族は、加害者に槍を投げることにより報復することが許されているが、その場合にも槍投げによる殺人は認められず、相手に相当の負傷を負わせたと判断される段階でそうした報復措置は中止される¹³。また、エスキモーのいくつかのグループにおいても、紛争当事者が決着をつけるために暴力手段に訴えることが許されているが、その場合にも、事前に設定された日に他の住民を集め、彼らの面前での殴打による決着のみが許されている¹⁴。近代法の観点からはタブー視され、それ故看過されやすいが、こうした暴力手段による抗議・紛争処理手段が「生きた法」として機能している社会も多く、貧困層の正義の確立という点でどういう意味を持つのか検討される必要があろう。

¹² 類型化に関しては、Gulliver(1979) Palmer and Roberts(1998) Roberts(1979) 和田(1994)を主に参考としている。

¹³ Roberts(1979)p.57

¹⁴ *Ibid.*, p.58

(3)対話・交渉

上記二つの中間に位置するものとして話し合いを基礎として紛争を処理していこうという対処策がある。話し合いを基礎とした紛争処理は、第三者の存在の有無や役割、また交渉や決定プロセスにおける権限の所在や決定権の度合いにより、相対交渉、調停、審判の3様式に区別されることが多い。

1) 相対交渉

一番単純な様式としては、2者の紛争当事者が直接コミュニケートすることにより、情報交換や状況理解促進を図り、共通認識の構築と問題解決を共に図ろうとするものである。コミュニケーションは、両者によって問題解決にいたる合意形成が可能であろうと思われる限り継続する。こうした単純モデルに加え、例えば、2者間に限らずより多数が紛争当事者として互いに交渉過程を持ったり、また、交渉過程において各々の紛争当事者を支援する目的で当事者以外の者が加わる場合なども相対交渉として把握される。相対交渉の一番の特徴は、基本的に第三者の仲介を前提としないことから、紛争解決のプロセス及びその結果についての権限と責任が紛争当事者自身にあるということである。

2) 調停

紛争当事者の支援者という立場ではなく、中立的な立場にあると思われる第三者が介入して、 両者の意志、立場を尊重しつつ紛争処理を図ろうとする調停という方策もある。こうした第三者 が果す調停者としての第一義的役割は、紛争当事者間のコミュニケーションを促進するものであ るが、これを超えたところでは、調停者の果たす役割や介入度、権限には大きな幅があることに 留意すべきである。結果、交渉過程や解決案の考慮、検討、またその結果についての紛争当事者 の権限や決定の度合いも、調停者の介入様式により大きく左右される。

3) 審判

審判による紛争処理が他の二つと決定的に異なる特徴は、紛争をどう処理、解決すべきかについての判断、決定に係る権限が紛争当事者から第三者に委譲されるところにある。こうした基本的要素を除いては、公的機関(裁判所の裁判官)による審判や紛争当事者自身により選択された民間人による審判(仲裁人)など、その形式には様々なものがある。また、裁判制度による審判についても、その機能として、『法』に照らした社会正義の確立を重視する立場や、紛争当事者の立場や状況を重んじ、両者の最適な妥協点につき判断を下すとするものまで様々な見解が存在する。

以上、簡単に不当な行為への対応、紛争処理のメカニズムに関し、個々に説明を付してきた。貧困層の正義へのアクセスが検討されるにあたっては、まず、以上の議論から作成される表3 - 1に沿って、ある社会に存在し、貧困層が選択可能な対応及び紛争処理メカニズムが大枠で把握されて

いくことが望ましい。その場合当然のこととして、紛争事項をある範囲に絞って概観図を描いていくことが必要となろう。また同時に、個々の対応やメカニズムに対する政府の公式見解や位置付け(違法、準公式等々)を記しておくことは、後で検討するアクター・オリエンテッド・アプローチにもとづく貧困層の視点からの評価との整合性、齟齬を検討する上で参考となるであろう。

 回避
 暴力
 対話・交渉

 相対交渉
 調停
 審判

 仲裁
 訴訟

表3-1 紛争への対応法及びメカニズム

3-1-3 紛争の展開プロセスと貧困層の「脱落」

上記は、貧困層により不当な行為が認識され、また、その結果から紛争状態が顕在化した場合の対処に焦点を絞って、紛争処理に係る各メカニズム及びその相互作用がどのように貧困層の正義へのアクセスを伸長あるいは制限しているかを検討するための基本的視座であった。しかし、紛争が顕在化し、それに対処していこうとする場合、それ以前にいくつかの段階を経ることが前提となり、こうした段階を経ない場合には、正義の確立の可能性はその時点で大きく制限される可能性がある。それ故、貧困層の正義へのアクセスを考える際には、紛争が顕在化した時点のみならず、紛争の展開の全プロセスを念頭に置いた上で、何故、あるグループは紛争の展開において想定されるある段階から次の段階への移行を行わないのか、あるいは行えないのかを問うことも重要となってこよう。

紛争の展開プロセスの理解には、フェルスティーナ、エーベル、サラーによる論文(1981)が有名であるが、和田安弘は彼らの考え方を踏襲、発展させ以下のような紛争の展開モデルを提示している(和田 1994: 102-106)。

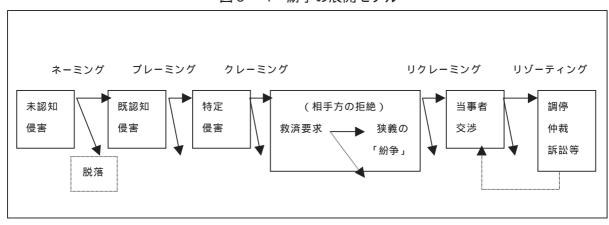


図3-1 紛争の展開モデル

紛争は、まず被害者が認知してはいないものの何らかの不当な行為あるいは侵害があることから始まり、それが侵害として認知されることにより(ネーミング: naming)「既認知侵害(perceived injurious experience)」となり、認知された侵害の原因主体の特定、言い換えれば、誰によって自分が被害を受けているのかを認識する過程(ブレーミング: blaming)を経て「特定侵害(grievance)」となる。さらに、特定侵害を持った被害者がその特定された相手方(侵害者)に対して侵害の事実を知らせ、それに対する救済を求める(クレーミング: claiming)ことにより初めて被害者と侵害者の間に紛争が顕在化する可能性が生じる。そして被害者による救済要求が部分的にせよ拒絶された場合に、両者の対立が顕在化し、狭義のいわゆる「紛争」となる。紛争状態に入ったところで、被害者が救済要求をあきらめずに相手方に紛争解決の働きかけを続けるならば、リクレーミング(reclaiming)を経て、当事者交渉の段階に至る。当事者交渉は紛争が終結するまで基本的には継続するが、並行して当事者は先に見たように第三者や第三機関による調停や仲裁、裁判による紛争処理の可能性を探っていく場合もあるであろう(リゾーティング: resorting)。

以上が紛争の展開をモデル化したものであるが、貧困層の正義へのアクセスを考える際に重要となるのは、図中に記した「脱落」を示す下向きの矢印である。狭義の紛争に至る直前の下向きの矢印は、被害者の救済要求を相手方が受け入れ問題解決に至った場合を示し、その意味で他の下向きの矢印とは性質が異なると思われるので点線で示しているが、これ以外の下向き矢印に関しては、被害者が正義の確立を求めることをあきらめることを示唆し、特別な注意が必要であろう。貧困層の正義へのアクセスを考える場合、3 - 1 - 2で検討したような狭義の「紛争」時点以降の紛争処理メカニズムのみを問題にするのではなく、ここで提示したような紛争の展開の全プロセスを念頭に、ネーミング、ブレーミング、クレーミング、リクレーミング、リゾーティングのどの段階で貧困層の「脱落」がより頻繁に起こっているのか、また、その理由は何なのかを貧困層のおかれた社会的文脈に則して明らかにしていくことが肝要と言えるであろう。

3-1-4 アクター・オリエンテッド・アプローチの必要性

さて、今まで論じてきたことにより、紛争を引き起こす可能性がある事態あるいは紛争状態に直面した場合、裁判制度に限らずある社会に存在し、貧困層がアクセス可能な紛争処理のメカニズムを大まかに把握すると同時に、紛争の展開プロセスのどの段階で、正義を求めることを断念する「脱落」が起こり得るのか、また実際に起こっているのかをある程度同定することが可能となろう。貧困層の正義へのアクセスを考えるにあたっては、上で把握した各紛争処理メカニズム及びその相互作用、さらには紛争展開軸上の「脱落」理由を、「アクセス」と同時に「正義の質」から検討していく必要があるが、その際、不可欠となるのがアクター・オリエンテッド・アプローチ(Actor Oriented Approach:以下 AOA と表記)であろう 15。

¹⁵ AOAにつきもっと詳しく知りたい向きは、Long and Long(1992) Long(2002)参照。

AOAは、簡潔に言えば、社会科学者や政策立案者など外部者の立場・視点からではなく、当事者(この場合は貧困層)の立場・視点からの状況解釈や価値判断を重視し、紛争の意味や「脱落」理由、種々の紛争処理メカニズムの有効性を彼/彼女らの視点から理解しようとするものである。こうしたAOA提唱は、認識論的には以下のような前提にたっている。すなわち、現実は唯一のものであり、それは客観的に把握できるという立場を否定し、異なった経験や解釈・理解に基づく多様な社会的現実が競合的に並存しているというものである。こうした立場にたてば、往々にして近代法文化イデオロギーに基づき解釈される紛争に係る種々の現象も、こうした私たちの認識体系とは異なる認識枠組みに基づいた場合には異なって解釈されることになり、私たちは、自分たちの解釈を唯一のもの、また正当なものと主張する以前に、異なった歴史経験や社会状況から醸成される別個の認識枠組みの存在を前提にして、それに基づく当事者の解釈や選択志向性をまず理解するように努めなければならないであろう。

AOAの重要性・不可欠性は、以下の例から明らかになるであろう。不当な行為を受けた場合、ま たそれが契機で紛争状態に陥った場合、どのような行動を選択し、対処していくのかその志向づけ をする一つの要素は、「権利」や「正義」に係る意識であろう。日本人は、欧米人に比し、訴訟を避 け、和解による紛争処理を好むと言われるが、ここには、日本人と欧米人の、さらに言えば、西欧 に起源を発する近代法文化イデオロギーとの「権利」や「正義」の観念の違いがあることが多々指摘 されている¹⁶。その違いを極度に単純化して提示するとすれば以下のように言えるであろう。西欧 において絶対的真理である神と人との間の契約として発展した戒律という宗教規範は、近代に至る 過程で「法」が宗教から分離独立した存在となっていくが、そこには神により、また『法』により保 障された「個人」の「絶対的」権利の存在と、こうした権利に対する侵害が起こった場合には、真理 の表象である戒律や法に照らし合わせて罰が下されることにより「正義」が確立されると考えられ ている。他方、こうした絶対神の伝統を持たない日本においては、「個人」という概念や「権利」と いう概念が極めて曖昧模糊としたものであるだけでなく、絶対的真理の表象である戒律や法が絶対 的拘束力を持つという意識は育まれず、人間関係に基づく「相対的」権利や正義が実効化される傾 向にあり、結果、訴訟を避け、当事者の状況や人間関係を重視する和解という紛争手段が志向され るというものである。このことは、日本人の法意識が西欧人のものより遅れているとか、劣ってい るということではなく、またそれが故にそうした法意識を否定的に捉え、むやみに排除しようとす るのではなく、西欧とは異なる歴史・文化土壌を持つ社会では異なった法意識が形成されるとして、 そこで生活する人々の視点から、そうした文化土壌や彼/彼女らを取り巻く社会状況を踏まえて何 が望まれる紛争処理手段なのかを検討し、制度として組み込んでいく重要性を示していると言える であろう。

AOAの重要性を示す日本以外の例をもう一つ挙げておこう¹⁷。これは、パプア・ニューギニアに

¹⁶ 例えば、和田仁孝(1994)、和田安弘(1994)、千葉(1991)を参照。

¹⁷ 以下の事例は、ナロコビ(1986)、千葉(1991)を参考にして纏めている。

おいて、少なくとも20人以上の人間を呪術によって死に至らしめたと噂される老婆が殺害された事件に関するものである(呪術への恐怖は現実のものとして一般的に認識され、また呪術師の殺害は稀ではないと報告されている)。本件を担当した地方裁判所裁判長は、パプア・ニューギニア憲法が明白に慣習というものを承認している事実、及び被害者の状況を鑑み、被告らに当地の慣習的刑罰を適用して、3カ月の懲役ならびに釈放時に被害者の老婆の息子の一人に成熟した豚5頭を賠償として引き渡すよう命じた。検事はこの判決を違法として上訴し、事件は最高裁に舞台を移したが、そこでは、原判決の慣習による損害賠償命令は破棄され、被告人に懲役6年が言い渡された。ここで問題となったのは、慣習に基づき殺人事件に関する刑罰として賠償を支払うことの是非であるが、それを通して、近代法に基づく国の解釈によるところの「正義」と人々の日常的実践感覚からの「正義」のずれ、また「非西欧国家における西欧型司法の適合性」の問題について論議を醸し出すことになった。この事件に関わったナロコビの以下の言葉は、西欧とは異なる歴史や世界観を持ち、それにもとづき規範や制度を発展させてき、また先進国とは異なる経済社会状況に置かれた人々が求める「正義」とは何か、彼らにとって「正義」として適切なるものとは何かを考えるにあたり、傾聴に値するであろう。

「……刑罰の一形態として殺人事件において賠償を支払うことは、それだけとして見れば新奇で危険なものと映ずるかもしれない。けれども、諸家族が緊密に結ばれコミュニティーにおける和と社会秩序の維持が他の何物よりも大事な社会にあっては、賠償を無視することはできない。生きている人間が「運搬用動物」であり安定した社会の源泉であるのならば、賠償支払いに重きを置くことを認めるのに困難はない。生命、それも「戦争」で引き裂かれた状況で一氏族の生計と生存のための有力な働き手の命を奪うことは、一人の大事な槍持ち・建築家・農民を失うことである。その妻子らば「父」を失い、親たちは子を失う。もし、賠償を適当として認めれば、そのことは社会秩序に大きな貢献を成す。たしかに金と豚では自由を求め正義を保障することができない。だがそこに根本的な疑問が残る。一個の生命が悪意の殺人行為によって停止されたとき、それが終身刑や死刑で回復されるものだろうか。投獄で自由が得られるのだろうか。いずれにせよ、一生命の喪失が他の生命の喪失および両集団の損失におわるならば、暮らしと養いの正義はどうなるのであろうか。」「8(下線は本報告書執筆者による)

彼が問題にしたのは、事件のあった地域においては、賠償という慣習を通して、被害者(及びその家族)の暮らしと養いを保障してきたが、それが判決により否定された結果、被害者の家族をより困窮状態に陥れる危険性のみならず、氏族間の憎悪を増幅し、より大きな紛争に発展する可能性があるということである。このように当事者の置かれた経済、社会、文化状況、さらにそこから醸成される「正義」観(彼/彼女らの立場・視点から見た「正義」とは何か)を十分に検討・考慮せずに、移植法である近代法による「正義」を確立しようとする場合、権利の保障と秩序の回復・維持という本来「法」が果たすべき機能とは矛盾する結果を招く危険性があることに留意しなければならない。

このように、権利観や正義観を含めて法観念や法意識は個々の社会や集団の持つ歴史や文化の産物であり、貧困層による紛争の定義や、彼/彼女らが求める正義の意味やその手段の選択志向性が、

.

¹⁸ Narokobi(1981)、千葉(1991)p.196に引用。

まず彼/彼女らの立場・視点から明らかにされる必要があり、その意味でAOAは不可欠と言えるであろう。こうした努力の無いところでは、繰り返しになるが、意図しないにもかかわらず、『法』による正義の追求が貧困層をより窮乏状態に陥れる結果につながる危険性も生じてしまう可能性がある。

AOAの重視は、貧困層の正義へのアクセスに係る実態調査をする上で、方法論的にはエスノグラフィックなものをどこかの時点で組み込むことにつながるであろう。3-1-2で手がけた貧困層にアクセス可能な紛争処理メカニズムの概観図をもとに、あるまとまった期間特定地域に滞在し参与観察を行うと共に、貧困層や紛争経験者、調停経験者等々との対話を通じて、貧困層が不当な扱いを受けた場合やその処理をめぐって、彼/彼女らが何を問題とし、何を望んでいるのか、またそれを望む基準は何なのかをまず理解し、その上で初めて、貧困層の解する「アクセス」と「正義」の観点から、異なる紛争処理メカニズムの持つ個々及び相互作用を通じての可能性と限界が明らかにされていく必要がある。さらに、貧困層からの評価が、3-1-2の概観図作成時に記した政府の見解とどの程度整合しているものであるのかを問うことも重要となってこよう。

3 - 2 裁判外紛争処理促進の是非をめぐる議論

さて、貧困層にアクセス可能な紛争処理メカニズムを把握する基本的枠組みを提供するため、3 - 1 - 2でこうしたメカニズムの類型化の一例を挙げたが、正義へのアクセス運動にもみたように、近年、特に先進国において、調停、仲裁等を含むいわゆる裁判外紛争処理を積極的に進めていこうという動きが出ている。こうした動きは、いわゆる ADR(Alternative Dispute Resolution: 代替的紛争処理 運動として知られている。勿論、上で論じたように、個々のメカニズムの有効性については、特定社会の貧困層が置かれた社会的・文化的文脈に則して、また彼 / 彼女らの立場・視点からの検討・評価が必要となることは言うまでもないが、ここでは、途上国を含めた裁判外紛争処理の可能性を検討する参考とするため、近年の ADR 運動の是非に係る議論を概観しておきたい。

改めて述べるまでもなく、ここでいう裁判外紛争処理とは、紛争が顕在化した場合に、裁判所を中心に据えた訴訟と審判以外の紛争処理の方法を指す。3-1-2で掲げた表では、最初の回避(狭義の紛争状態に至る前、紛争が顕在化するのを避けるための選択肢)と最後の訴訟部分を除いた空欄、すなわち、暴力に訴えた報復、調停、仲裁欄に記入されるものが含まれることになるが、暴力に訴えた報復については、近代法文化イデオロギーがかなりの程度まで浸透している先進国にあっては、そうした選択肢も消去されるであろう。裁判外紛争処理をめぐる議論は、大きく分けてそれを否定的に位置付けるものと、肯定的に位置付けるものに大別される。以下、和田仁孝(1994)の纏め方を基礎に、他も参考にしながら¹⁹、それぞれの論点を簡単に紹介する。

¹⁹ 裁判外紛争処理促進是非をめぐる議論については、以下の論文を参照。Abel(1982)、Edwards(1986)、Fitzepatrick (1992)、Fiss(1984)、Nader(1979, 2001)、Palmer and Roberts(1998)及び和田仁孝(1994)など。

3-2-1 裁判外紛争処理に対する否定的見解

(1)チープ・ジャスティス論

裁判外紛争処理を否定的に位置付ける第一の見解は、それによりもたらされる正義の質が、チープ・ジャスティス、あるいはセカンドクラス・ジャスティス、すなわち二流であるとするものである。その理由は様々であるが、共通してみられるのは、裁判外紛争処理が正義の確立をもたらすのは、紛争当事者の間に政治、経済等種々の面での力の均衡が見られる場合のみであり、そうでない場合には、交渉の進め方、仲介役となる第三者の選択、妥協案の策定、決定等が、力を持つ者に有利になされる傾向が強く、結果として貧困層を含むより不利な立場にある社会的弱者は公正な形での正義の確立を行えないというものである。この見解は、裁判所による紛争処理の方が、『法』に照らし合わせてより公正な紛争処理かつより高い質の正義を提供できるとし、裁判外紛争処理を十分なリソースを持たない者が仕方なく利用するものと位置付けており、こうした裁判外紛争処理を促進することは、法律扶助の拡大等を通じて貧困層にも裁判所へのアクセスとそこから提供される本来あるべき正義の質を貧困層にも保障する機会をさらに奪うことになると見ている。

(2) 支配道具化論

第二の否定的な見解は、実定法や裁判制度への懐疑を出発点とする点で上とは異なった性質を持つものである。この見解は、『法』のイデオロギー性を重視し、『法』を支配・統制の道具とみなす。それ故、裁判外紛争処理を国家に認められたものとし、それを公式、あるいは準公式なものとして積極的に推し進めていくことは、従来『法』が介在していなかった領域にまで、国家権力が浸透する道筋を作ることになり、結果として国家やある社会の支配階級や階層の抵抗勢力や不満分子として位置付けられる社会的少数集団や民族を効率的に支配していく手段となりかねないと懸念する。

3-2-2 裁判外紛争処理に対する肯定的見解

(1)裁判所の負担軽減論

肯定的見解の第一のものは、裁判外紛争処理を促進し、裁判所とそれ以外の紛争処理機関で事案の種類により適切な役割分担をすることにより、未処理案件の累積と遅延に苦しむ裁判所の負担を軽減できるとするものである。これにより、裁判所の介在を必要とする事件に関しては、よりきめ細かい対処と質の高い紛争解決が可能となり、またそれ以外の紛争に関しても、より簡便かつ迅速な対応をすることで、より質の高い紛争処理サービスを両者において提供できると主張する。

(2) アクセス強化論

第二の肯定的見解では、従来、経済的コスト等の問題から裁判所へのアクセスを欠き、対処されずにいた潜在的紛争を裁判外紛争処理の積極的推進によりすくいあげ、安価かつ迅速な紛争解決を図ると同時に、必要があれば裁判所への橋渡し機能を果たしていくことが志向されている。ここでは、チープ・ジャスティスを避けるため、常に最後の手段としての裁判が念頭に置かれた上で、裁

判外紛争処理も進められ、いわば、裁判志向的なアクセス拡充機能とスクリーニング機能を中心とする位置付けと言える。より広範に紛争に対処しようとするところから、裁判所の負担は軽減するとは限らず、逆に増大する可能性もあるが、それは社会全体の正義総量の増大として肯定的に評価される。

(3)裁判外紛争処理の独自性強調論

以上の2種の肯定的見解が、訴訟を通じた裁判所による紛争処理を、紛争処理全体系の中心と位置付け、裁判外紛争処理をある種それに従属するものと見ているのに対し、ここで見る第三の見解は、裁判外紛争処理の独自性を強調し、それ故、裁判所との役割分担や連係・協調以上に、それからの独立、競合を志向する。この見解は、前2者とは対象的に、裁判制度を紛争処理の理想とは考えず、むしろその限界に対する批判から(例えば硬直的、事務的、個々の置かれた状況に対する不十分な配慮、非現実的審判内容等々)、裁判外紛争処理の方が、個別の当事者の事情やニーズに則した形で柔軟に紛争に対処できるとする。また、見ず知らずの第三者による審判による紛争処理よりも、当事者間での「合意」や「協調」関係の形成・醸成こそが紛争を解決するものにつながるとする。

以上、近年の ADR 運動に関連して、裁判外紛争処理促進の是非に係る論点を簡単に紹介した。しかし、ここでの議論は、あくまで、具体的コンテクストを欠く一般論であり、またどちらかと言えばサービス供給側の視点を反映したものと言えよう。こうした議論を念頭に置いておくことは重要ではあるが、貧困層の正義へのアクセス伸長のためにどのような紛争処理形態を積極的に推し進めていけばいいのか、また、どういう点で改善が必要とされるのかを判断するためには、AOAのところでも述べたように、貧困層の置かれた具体的歴史、政治、社会、文化的コンテクストの中で、彼/彼女らの視点からの評価がまずなされなければならないことを再度強調しておく必要があるであろう。

4. ヴィエトナムにおける「法」多元主義と貧困層の正義へのアクセス: 「和解組」による紛争処理、及びその可能性と今後の課題²⁰

世銀の推計では 1993 年から 2000 年の7年間に 51%から 32%へと貧困率の改善がみられるものの²¹、貧困問題は依然、ヴィエトナムにおける開発の最重要課題の一つとしてヴィエトナム政府、ドナーにおいて捉えられている。このことは、ヴィエトナム政府の中長期国家計画の指針である社会経済開発5ヵ年計画、10ヵ年戦略における貧困解消の位置付け、また、貧困分野に関しヴィエトナム政府とドナーに共通の基盤を提供する『包括的貧困削減及び成長戦略』('Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy: CPRGS'策定過程への各省庁及びドナーの積極的参加にみてとれる。しかし、「貧困」と「法」については、法の支配確立の重要性を指摘するにとどまり、貧困層の正義へのアクセスの実効化及び伸長のための具体的政策内容・方策に係る議論については、貧困および法整備の両分野とも未だ十分踏み込めていないのが実情であろう²²。

他方、ヴィエトナム政府は近年、司法省管轄下に法律扶助機関(Cuc tro giup phap ly)を新たに設けるとともに、特に草の根レベルでの独自の規約策定や「和解組(to hoa giai)²³ 再編に係る一連の法令や指示などを公布しており、主に民事に関し、「法」多元主義を容認・活用する方向性を示しつつある。このことは、ヴィエトナムにおける貧困層の正義へのアクセスを考える上で重要な意味を持つと思われる。ここでは、稚拙ではあるが、前章までの議論の一部を具体的コンテクストにおいて考える一契機とするため、ハノイにおける5日間の現地調査で得た知見をもとに、ヴィエトナムにおける「法」多元主義、貧困層にアクセス可能な紛争処理手段、その一つとしての和解組による紛争処理、その可能性と今後の検討課題につき私見をまとめ、貧困層の正義へのアクセスを考える一助としたい。なお、時間的制約及び調査者の立場を踏まえ、和解組による紛争処理を経験した元あるいは現在の紛争当事者の意見については、尋ねる機会を設けなかった。その意味で今回の調査は多くの点で限界があり、今後、より詳細かつ当事者の意見を反映した実態調査や研究が必要となることを付記しておきたい。

²⁰ 今回の現地調査にあたっては、ハノイに駐在あるいは短期に派遣されている多くのJICA 関係者にお世話になった。特にハノイ在住の4人の法整備支援専門家と司法省のカウンターパートには、関係機関との面談に係るアポイントメントの取り付けに関しご尽力頂いた。心からお礼申し上げたい。また、面談を快諾してくださったヴィエトナム司法省、法律扶助機関、ハノイ弁護士会、民間文化研究所、ハノイ市ホアンキエム郡クアナム街区人民委員会、家族・女性問題研究所、SIDA の方々に対し深く感謝申し上げる。

²¹ The Socialist Republic of Vietnam (2002) p.12

²² こうした傾向は、貧困及び法整備関連のドナー会議に出席しているハノイ在住のJICA 所員や在外専門調整員および法整備支援専門家からの聞き取りからも確認された。ただし、近年、NOVIBやSIDAなどヨーロッパの援助機関が小規模ながら法律扶助に対する支援を開始している。

²³ 柳原(2002)に従い、ヴィエトナム語の to hoa giai は漢字では「組和解」と表されるため、「和解組」という訳語を 使う。

4 - 1 ヴィエトナムにおける「法」多元主義

上で触れたように、ヴィエトナム政府は1990年代後半以降、全ての領域ではないにしろ民事に関し「法」多元主義を容認・活用する方向性を示しつつある。たとえばそれは、ムラ 24 や近隣居住単位での「ムラ規約」 25 (huong uoc moi, qui uoc moi)策定を奨励、実施するために出された 1998年の政府命令(Nghi dinh)や、後に検討する「和解組」創設について規定した 1998年の法令(Phap lenh)及び 1999年の政府命令などにみてとれる。

こうした近年のヴィエトナム政府による「法」多元主義容認・活用への動きとその意味を理解す る手がかりとして、また後にみる和解組による紛争処理を検討する前提として、相互に関連する次 の3点を念頭におくことは重要だと思われる。その第一点は、ヴィエトナム村落の自律性・自治機 能と「法」多元主義についての歴史的認識である。「王の法より村の掟」(Phep vua thua le lang)とい う諺が端的に示しているように、ヴィエトナム村落、特に北部低地地帯のキン族のムラは、伝統的 に「共同体」26としての強い結束力と自治機能を持ち、国家に対し相対的に高い自律性を保持してき たといわれている27。それ故、為政者は、法分野に関しても、ムラの掟を成文化させた 15 世紀の レ・タイン・トン皇帝をはじめとし、19世紀に郷約改変・再編纂事業を実施した仏植民地政府に 至るまで、「法」多元主義を容認し、一方でムラの自律性の象徴である郷約(huong uoc)の存在を認 めざるを得なかったと同時に、他方でそれを活用することにより農村社会への支配浸透を図ろうと 試みてきた28。このことから、集団化が本格化する1950年代以前のヴィエトナムでは、規範面に 限っても、少なくとも、為政者の法(実定法)とムラレベルで成文化された郷約、さらには、成文 化を免れ「生ける法」として実際に機能していた慣習法や習俗が存在していたとみられ、異なる法 体系及び紛争処理手段の競合的並存は、歴史の常態であったと考えるべきであろう。逆に、その成 否は別として、生産手段の国有・共有化、生産様式の画一的集団化を図ることにより、ムラの自律 性・自治性の発現を極力抑え、同時に社会主義に基づく実定法以外の規範を排除・抑圧し、法体系 の一元化を図ろうとした集団化の時代こそ、ヴィエトナムの歴史上特殊な時代として位置付けられ るべきであろう。

²⁴ ここでは、行政上の末端の単位としての行政村(xa)と区別するため、行政村よりも小さく、それを構成したり、あるいはまた複数の行政村にまたがっているような、自然村や集落、近隣居住区に近い概念であると思われる lang、ban、thon、ap cum dan cuをまとめで「ムラ」とあるいは「村落」と訳す。行政村とムラの区別を意識せず、一般的に使うときには本文中では「村」とする。ヴィエトナムの行政区分と行政の末端単位である行政村レベル以下の構成については図4-1を参照。

²⁵ ここでは、近年ヴィエトナム政府が策定を奨励しているムラや近隣集団レベルでの規約(huong uoc moi, qui uoc moi)を「ムラ規約」と訳し、集団化以前に存在していたムラレベルの「郷約」(huong uoc)と区別する。

²⁶ 共同体の定義は様々であるが、大きく分けて地理的要素を強調し地的境界線により区切られた空間領域を指す場合と、成員間に強い帰属意識、平等意識、協同意識などが見られ、かつ他集団との関係において相対的に高い自律性を持つ空間領域あるいは社会文化領域を指す場合があると思われる。ここでは、特に後者を基準にした「共同体」を念頭においている。

²⁷ ヴィエトナムの伝統村落の「共同体性」については、例えばScott(1976) McAlister and Mus(1970) 桜井(1987) を参照

²⁸ Ngo Duc Thinh(1999)、To Dong Hai(2001)、及び民間文化研究所長 Ngo Duc Thinh 氏からの聞き取りによる。

第二は、上のヴィエトナム村落の共同体性、自律性とも関連するが、1980年代以降の集団体制 の崩壊、その後の市場経済化進展に伴う急速な社会変化の中で、ムラを含めて様々なレベルでの集 団対応の自生的発生や共同体の復活とも見られる現象が見受けられる点である。1950年代以降、急 速に進められた集団生産体制は、個人の生産意欲を鼓舞するにも、また人々の共同意識を醸成する にも矛盾を抱えたものであり、1970年代終わりには早くも農業生産は危機的状況に直面した。そ のため、ヴィエトナム政府は1981年に生産請負制を導入し、また、1989年の土地法により、各世 帯に長期にわたる土地使用権を附し、個々の世帯を基本的な経営・生産責任主体と見なすとともに、 1996年の合作社法の制定により、合作社の実質的解体、合理化を進め、生産活動に限らず社会生 活全般に大きな役割を担っていた合作社の機能を大幅に縮小した。このことは、個人や世帯の決定 権、主導権の回復を意味すると同時に、合作社の解体・機能縮小の中で、自ら様々な問題に対処し ていかなければならないことを意味し、ここに、個人や世帯間の新たな共同や集団対応創出の必要 性が生じているとみるべきであろう。近年の冠婚葬祭や祖先信仰儀礼の急速な復活、集団化時代に 禁止されていたムラ祭りの復活やムラの英雄や守護神を祀るディン(亭)やチュア(仏教寺院)の修 復、さらに郷約の復活等に見る、親族や村落共同体の再生とも見られる現象は、こうした文脈の中 で捉えられる必要がある。また、こうした自成的共同性の発現が、集団体制が共同性を求めた上級 合作社、即ち、行政村(xa)のレベルではなく、それを構成するムラ(thon、lang、ap、xom などの 自然村、集落や近隣区)以下のレベルで起こっていると見られる点にも留意しておくべきであろう2°。

第三は、急速な社会変化に対応するため、村落の機能及びその強化に期待せざるを得ないヴィエトナム政府および共産党の事情がある。ドイモイによる集団体制の崩壊と市場経済化の進展は、一方で経済活動を活性化し、急速な経済成長を可能とするとともに、他方で、貧富の格差の拡大、失業や低雇用問題、医療・保健や教育サービスに係る機会不均等など、様々な社会問題を生んでいる。同時に市場原理の浸透に伴う所有・使用権についての意識覚醒や功利主義・個人主義の台頭により、生産手段(土地)や離婚に関する新たな種類の紛争が急増し、ヴィエトナム政府はその対処に苦慮していると言われている。こうした問題とそこから生ずる社会不安と不満は、放置すれば治安を悪化させるのみならず、共産党の支持基盤を揺るがし、一党独裁制の維持を困難にしかねない。それ故その解決は急務であるが、事態の進展にヴィエトナム政府の対応が追いついていないというのが現状であろう。こうした中、1990年代後半以降、「草の根民主主義確立」30や「文化村建設運動」31推

²⁹ こうした近年のムラの復興、再生については、例えば古田(1996)や宮沢(2000)参照。

³⁰ 例えば 1998 年に出された草の根民主主義確立に係る政府命令及び指示には、草の根民主主義の重要性と、それを確立するために 1)行政村レベルの人民委員会が住民への情報提供を徹底しなければならない活動、2)村の住民自身が協議し、決めなければならない活動、3)行政村レベルの人民委員会の決定前に、村の住民による協議や彼/彼女らの意向確認が前提とされる活動につき指示している。

^{31「}文化村」は、ヴィエトナム政府により定められた経済、社会、文化基準を満たしたムラに与えられる名誉的称号である。こうした基準の中には、貧困世帯や食料不足世帯の数、ムラ規約の策定・実施状況、家族計画の実施度や非識字人口の数なども含まれ、ヴィエトナム政府による社会経済開発5ヵ年計画の目標達成のための一方策としての意味合いもあると思われる。越文ではあるが、詳細な基準に関しては、Cuc Van Hoa - Thong Tin Co So cua Bo Van Hoa-Thong Tin 参照。

進に係る行政令や指示に見るように、村落の再生、さらには、政治、経済、社会、文化全ての面で村落による自助努力、自治性の発揮、村落機能強化を推し進める一連の指示が出されている。そこには、事態打開のため、村落の問題対処能力と自助努力に期待せざるを得ないというヴィエトナム政府の現状認識と、そのために村落により多くの裁量権を与え、その機能強化を図らざるを得ないという苦肉の策があるように思う。法分野に見られる各村毎の規約づくりの推進や和解組再編など、「法」多元主義容認への動きも、こうした認識に基づく村落機能強化方策の一貫として位置付けられる必要があり、そこには、一方で村落の自治機能への期待と、他方で国家・共産党の政策浸透、支配確立というある面矛盾する論理が混在していることに留意する必要があろう。

以上、ヴィエトナムの「法」多元主義について論じてきたが、近年のヴィエトナム政府による「法」多元主義容認・活用の動き、そしてその一環としての和解組再編は、村落機能強化にかかる一連の政策、方策の流れの中で意味付けられる必要があるように思う。そこには、共同性の強い歴史的土壌に、市場経済化の社会変化に対応すべく自生的に再生しつつあった集団対応や共同体復活の動きを機を逸さず捉え、それを村落レベルで促進・活用することにより深刻化する社会問題を解決し、同時に、社会不満を抑え治安維持を図ることにより政府の支持基盤を安定したものにしたいという党の狙いがあるように思われる。

4 - 2 貧困層にアクセス可能な紛争処理手段

それでは、「法」多元主義を前提とした場合、現在のヴィエトナムにおいて貧困層にアクセス可能な紛争処理手段としてはどのようなものが存在しているのであろうか。次の表は、紛争処理の鳥瞰図としてはあまりにも粗雑ではあるが、次の節で取り上げる和解組の位置付けと特徴を示すため、主に民事に関し、5日間の現地調査で得た情報を開発の3要素(組織、資源、規範)³²を中心に試論的に纏めたものである。

現在のヴィエトナムには、少なくとも、国の公式制度である裁判所による紛争処理、国に公認されている和解組による紛争処理、さらにそれ以外の非公式な紛争処理が存在しているとみられる。まず公式制度としての裁判所による紛争処理は、文字通り、国の財政により運営される裁判所における調停を通じて、あるいは裁判官(第一審については裁判官に加えて人民参審員)が国家法、実体法を適用し判決を下すことにより紛争処理を図るものである。現在、調停・裁判手続費用、弁護士料などについては、原則紛争当事者が負担することになっているが、貧困層を含む一部の者についてはその一部、あるいは全額が免除される法律扶助が適用される。

³² 大濱裕は、「参加型地域社会開発」論の中で、どんな開発活動であれ、それを支える資源と組織、それを運用するための規範の3要素が不可欠であることを指摘し、従来開発援助が重視してきた資源側面での補充にとどまらず、組織側面や規範側面をも援助活動の計画、実施にあたって検討する必要性を説いている。「参加型地域社会開発」については、たとえば大濱(2002)参照のこと。

紛争処理形態		裁判所による紛争処理	和解組による紛争処理	その他による紛争処理
政府の位置付け		公式	準公式	非公式
処理様式		判決、調停	調停	報復、調停、判決
組織		裁判所(法律扶助)	和解組	慣習法裁判所?
				その他(長老会?)
資源	資 金	国、地方政府、住民	住民	住民
	人的資源	国、地方政府	住民	住民
	物的資源	国、地方政府	住民	住民
規範 ³³		国家法、実定法	ムラ規約、慣習法他 ³⁴	慣習他
組織存立レベル		県(huyen)レベル以上	村落レベル以下	村落レベル以下?
				少数民族?

表 4 - 1 貧困層にアクセス可能な紛争処理形態(民事)

法的サービスに係る受益者負担導入の一環として政府が1987年に弁護士³⁵組織法令を発布する以前は、弁護士等の法的専門家のサービスに対する需要は小さく、かつ、法的解決に係る費用負担の必要もなかった。調停や裁判に係る費用は全て国家が賄い、法的解決を求める者は経済負担を求められなかったばかりでなく、裁判における代理人・弁護人も必ずしも法律の専門家ではなく、紛争当事者の所属する職業組合や大衆組織から出されるのが一般的であった³⁶。また弁護士が必要とされる場合にも、その主要任務は裁判所の任務指示に基づく裁判所の補佐に限られていた³⁷。しかし、市場経済化の進展に伴い、先にも触れたような土地問題、離婚をはじめ民事に係る紛争が急増し、弁護士等による専門的助言、裁判による紛争解決、それに伴う代理・弁護サービスへの需要が急速に高まると同時に、法的サービスは対価を支払わなければ受けられない状況となった。

こうした中、ヴィエトナム政府は、1997年に、貧困層を含め社会的に困難な状況にある人々を対象に、無償あるいは負担軽減による法的サービス提供を可能とする法律扶助制度を導入、普及すべく法律扶助機関新設に関する首相決定を公布し、さらに1998年には、この首相決定の実施に係るガイドラインを規定した共同通達を公布した。2001年現在、61ある省の内、60省に法律扶助センターが設立され、そのうち58センターがすでに活動しており、郡レベルにおいても290の支部

³³ それぞれの紛争処理形態で適用される規範については、その境界がはっきりしない部分もあるので点線で示している。例えば、裁判所による紛争処理についても、紛争事項や性質が地域の慣習等に従うと民法上規定されているものにあたる場合は、適用される規範は、ムラ規約や慣習となる場合がある。また、4 - 4においても述べるが、和解組が適用する規範についても、ムラ規約等の準公式法や非公式法が主流を占めると思われるが、その選択基準については明らかではなく、また何が選択されるのかは状況にもよると思われる。

³⁴ ここでいうムラ規約や慣習法は、近年のヴィエトナム政府の奨励により新たに作られたり、文章化されたりし、 当該地域の人民委員会で承認された準公式法を指す。

³⁵ ここでいう弁護士は、ヴィエトナム語の luat su のこと。ヴィエトナムには法廷に立つことが出来る luat su と法 廷に立つことは許されないが、法的助言の提供や法的手続を行う luat gia(法律家)がいる。2 者の違いに限らず、ヴィエトナム司法の特異性については武藤(2000)参照。

³⁶ ドー・イー・タイン(2000)pp.122-123

³⁷ Ibid.

が設立されている³⁸。また、同年の活動実績としては、要請のあった約1万8,000件のうち約50%が処理されている(2,341件は代理サービス、4,097件が弁護サービス、2,393件が関係機関に対する申立や要請に関するもの)³⁹。しかし、現時点ですでに資金不足、人材不足、弁護士に対する低い経済的インセンティブなどによる未処理案件の問題が指摘され、また、ガイドラインにより無償の法律扶助の対象者とみなされる「貧困層及び社会的に恵まれない立場にある者」⁴⁰の数が、重複もあると思われるが2000年時点で1,700万人程度と推計されている⁴¹ことを鑑みると、今後、法律扶助制度が認知されるにつれ、専門家による法的サービス、裁判制度による紛争解決に対する需給のアンバランスが顕在化することが予想される。こうしたことから、公式の裁判制度による紛争処理は、貧困層のアクセスという観点から自ずと限界を抱えていると言わざるを得ないであろう。

第二に、政府が公認する草の根レベルにおける和解組による紛争処理がある。和解組は、軽微な法律違反と比較的小規模な個人間の紛争を解決するための草の根レベル組織について規定したヴィエトナム憲法第127条に基づき設立が認められたもので、近年、政府はその公認、普及、強化を積極的に進めている。その目的、機能、組織構成、活動等については、1998年の国会常務委員会による法令第9号及びそれを詳細化した1999年の政府命令第160号に規定されている。それらによると、和解組による紛争処理は、軽微な法律違反と小規模な紛争について、当事者の合意に基づく和解と自主的な解決を図るもので、和解組はそのための仲介・調停役として助言の提供や説得にあたるものである。同時に、和解組の活動が、住民間の連帯感、家族、地域社会の持つ良き伝統と道徳的価値の維持・発展、さらには、法律違反を未然に防ぐことにより地域社会の秩序維持と安全確保に資することが期待されている。紛争の種類により異なるとは思われるが、例えば、離婚に関し和解組による調停プロセスが上に述べた裁判の前提条件とされていることを考えれば、本制度は、第一の公式制度を補完し、その負担を軽減するものと位置付けられていると思われる。

和解組の歴史的起源については明らかではないが、集団化以前のヴィエトナムでは、村落内の小規模紛争については住民の自治と主体性に基づき村落内で処理されていたと考えられ、紛争処理に特化した組織ではないものの複数の長者(gia lang)による和解や調停が大きな役割を担っていた。他方、集団化の時代には、こうした村落の自治に基づく紛争処理に替わり、民事に係る和解任務と権限は、1964年に至るまで行政村レベルの司法班、合作社、人民裁判所に法律上は与えられていた

³⁸ 法律扶助機関 Ly 女史からの聞き取りによる。

³⁹ 同上

^{40 1998}年のガイドラインによると以下のカテゴリーにあたる者は、人民委員会公布の証明書に基づき、無償で法的サービスを受けることができる。「貧困層」は2001年時点で、一月一人あたりの米消費量が籾換算で山間地及び島部においては15kg以下、平野地において20kg以下、都市において25kg以下である者。「社会的に恵まれない者」としては、1945年の8月以前の革命運動参加者で、戦争で子供をなくした栄誉ある母、人民軍の栄誉ある戦士、栄誉ある労働者、傷病手当を受給している傷病兵、政府基準で61%以上の重度の病気を患うと認定された軍人・兵士、革命運動に参加し死亡した者の親、配偶者と18歳未満の子供、及び山岳地域、遠隔地、島部に居住する少数民族に属する者。ドー・イー・タイン(2000)p.128及び法律扶助機関の配布資料による。

⁴¹ ドー・イー・タイン(2000)p.128

ようである ⁴²。 法律で認められた公式の和解組の設立は 1964 年の最高人民裁判所通達以降のことと思われる ⁴³。 しかし、その位置付けと機能は、組員が政府により任命され、また居住区の長及び警備長(bao ve)、場合によっては警察を含んだことなどからも ⁴⁴、住民の主体性と意志を尊重した紛争処理機関という以上に集団体制下における治安維持機関としての色彩が濃かったようにも思われる。 1993 年の共同通達により再定義、再編され、また公認された現在の和解組の機能、活動がこのどちらの延長線上にあるのか見極めることは、今後、貧困層の正義へのアクセスという観点から和解組の持つ可能性と限界を検討する上で重要であろう。

現在の和解組組織とその紛争処理過程については次節で取り上げるが、その紛争処理は理念上、公式の裁判制度による紛争処理と比較して、以下の点で異なる特徴を持つことをここでは指摘しておきたい。第一は和解組が対象とするのは、原則、地域住民の軽微な法律違反と小規模紛争に限られることである(次節参照)。第二に和解組の組織存立・活動基盤が、一般民衆の生活基盤により近い村落レベルにあることである。このことは、県レベル以上にのみ設置されている裁判所による紛争処理と異なり、貧困層の物理的、心理的アクセスという点で大きな意味を持つと思われる。第三に、和解組のメンバーは住民から選出され、無報酬で活動にあたること、関連して第四に、和解組による紛争処理は地域住民に無償で提供されることであり、この点は、紛争当事者による費用負担を原則とする公式の裁判制度による紛争処理とは大きく異なる。そして第五に合意事項に関して強制執行力を持たないという点である。このように、強制執行力は伴わないものの、理念上は、地域に根ざし、住民の主体性を基本に運営される和解組とそれが提供する安価なサービスは、貧困層にもアクセス可能な紛争解決手段として有効に機能する可能性を持つと思われる。

さらに第三の紛争処理形態として、政府により公式とも準公式とも認められていない、非公式の 紛争処理がある。これには、南部の少数民族地域に現在も見られる慣習裁判所⁴⁵によるものや、ま た、政府から公認の和解組とは認められていないが、実際には機能している組織や個人による処理 形態が含まれる。この中には、政府として黙認可能なものから、逆に悪習として排除されるべき風 習までもが含まれるであろう。今回の調査ではこうした非公式の紛争処理についてはほとんど触れ られなかったが、裁判所からも遠く、また、準公式制度としての和解組がいまだ設置されていない、 あるいは機能していない地域においては、かなりの部分の紛争がこうした非公式の手段により処理 されていると見られ、今後の実態調査が待たれるところである。

以上、簡単に貧困層にアクセス可能な紛争処理について述べてきたが、「法」多元主義を前提とした「貧困層の正義へのアクセス」を論じる場合、本来ならば、存在する紛争処理形態につきより詳

...

⁴² Bui Thu Hang (2001) pp.1-2

⁴³ ihid

⁴⁴ ハノイ市ホアンキエム郡クアナム街区人民委員会での聞き取りによる。

⁴⁵ 南部の少数民族地域に今も見られる慣習裁判所が政府により公認されたものなのかどうかについては不明。

細かつ正確な鳥瞰図が描かれるとともに、貧困層の活用度や選択傾向とその理由の把握、各々に関する「アクセス」と「正義の質」についての貧困層の立場からの評価がなされ、かつ、異なった紛争処理体系間の関係が検討される必要がある。しかし、今回は時間的制約から、方法論的にも、得られた情報にも限界があるところから、次節以降では、貧困層のアクセスという点では大きな可能性を持つと思われる和解組による紛争処理に焦点をしぼり、その紛争処理過程、有効性、課題を論じたい。

4-3 和解組とその紛争処理過程、及び国家による監理

ここでは、その和解組による紛争処理を理念型としてヴィエトナム政府がどのように描いているのかを理解するため、少々長くはなるが、和解組の活動目的、取り扱い範囲、組織、その紛争処理過程、及び司法機関、人民委員会の役割について、1999年の政府命令第160号の規定から一部要約・紹介する。なお、次節の和解組による紛争処理の可能性と課題との関連で、懸念・検討事項となるであろうと思われる箇所については下線を付した。

4-3-1 和解組活動の目的、機能

和解組活動は、軽微な法律違反と小規模な紛争(4-3-2参照)について、助言の提供や説得活動にあたることにより、<u>当事者の合意に基づく和解と自主的な紛争解決を支援し、同時に</u>、住民間の連帯感、家族、地域社会の持つ良き伝統と道徳的価値の維持・発展、さらには、法律違反を未然に、また最小限に抑えることにより地域社会の秩序維持と安全確保に資するものである。(第2条)

4-3-2 和解組の取り扱う紛争の範囲(第4条)

和解組活動は、軽微な法律違反と小規模な紛争を対象とするが、具体的には以下が含まれる。(1) 生活観、性格の違いから生ずる家族間のいさかい、近隣間の不和、紛争、(2)財産権、民事契約、民事債務、相続、土地使用権等など民事における権利や利益に関する紛争、(3)配偶者間あるいは親子間の権利義務、養子、離婚、扶養手当等、婚姻・家族関係に係る権利に関する紛争、(4)少額の窃盗、公共秩序を乱すおそれのある口論や相手に軽傷を負わせた喧嘩や交通事故等、刑事処罰、行政処罰には値しない軽微な法律違反行為。刑事罰、行政罰の対象となる行為については、原則和解組の取り扱い範疇にはない。ただし、以下の場合には、和解組による解決を求めることができる。(1)被害者が訴追を希望しないか、刑事訴訟法の規定に従い告訴を取り下げた場合、(2)検察院か裁判所が刑事手続を続行しない場合、(3)権限ある国家機関による行政罰がなされない場合。

4-3-3 和解組:組員の任務、任命・解任

和解組は、住民主体に基づき運営され、主にムラや集落・近隣居住レベル(thon、xom、ban、ap、to dan pho、cum dan cu)に設置され、各和解組は、長を含めて3名以上の和解組員により構成される。

- (1)和解組長:組長は和解組員から選出され、和解活動に従事する他、以下を職務とする。1)個々の和解組員に対する事件の割り当てや彼/彼女らの和解活動を監理すること、また他の和解組と協力して和解技能の向上及び紛争解決にあたること。2)和解組による活動の効果をあげるため、定期的な活動評価会の開催やそのための方策に係る情報や文書を行政村レベルの人民委員会に提供すること。3)行政村レベルの人民委員会と祖国戦線に和解活動に係る報告を行うこと。4)集落・近隣居住レベルの長またこうしたレベルにおける社会政治団体との関係において和解組を代表すること(第10条)。
- (2)和解組員:組員は以下を任務とする。1)和解協議を実施する。2)和解活動を通じて、住民に対する法教育を施す。3)和解組活動の対象外事項ではあるが、地域の治安を脅やかす可能性がある紛争について、行政村レベルの人民委員会に通報する(第11条)。
- (3)任命手続:和解組の長及び組員は、行政村レベルの祖国戦線がそのメンバー団体とともに選ん だ候補者から住民選挙により選ばれ、人民委員会の検討、承認を待って任命される(第8条)。選挙 方法としては、1)選挙のために開催される住民集会における挙手または無記名投票、2)選挙のために開催される世帯主集会での挙手または無記名投票があり、またこうした集会が開けない場合に は、3)世帯主の意見を聴取するため質問表が配布されなければならない。1)及び2)の場合には、 18歳以上有資格者の3分の2以上の出席が必要であり、和解組員の認証には会議出席者の過半数の 賛成が必要である。集会での選挙記録、世帯主の意見に関する質問表の集計結果についての記録は、 行政村レベルの人民委員長に送付されなければならない。(第8条)
- (4)辞任・解任:以下の場合は解任あるいは辞職が認められる。1)法律違反が認められた場合、2)社会倫理上不適切な行為があった場合、3)和解組活動に対する意欲が認められない場合、4)本人が辞任を希望した場合。辞任・解任については、住民集会や世帯主集会記録、世帯主意見調査の結果にもとづき、司法委員会が同レベルの人民委員長に文書で辞任・解任の検討、承認を求める(第8条)。

4-3-4 和解組の紛争処理過程

- (1)和解活動の開始:和解活動は次のように開始される。1)和解組員が自らの判断において和解活動を開始する、或いは、和解組員が他の者に、紛争を目撃した、あるいは状況を熟知しているという理由から和解交渉にあたるべきとして和解任務を依頼した場合。2)和解組長から和解活動を行うよう指示があった時、3(紛争当事者以外の 執筆者加筆)団体や個人からある紛争に関する和解交渉の要請があった時、4)紛争の当事者から要請があった時。(第12条)
- (2)和解協議の場所、日程:和解組員自身が紛争を目撃し、和解協議が必要と判断される場合には、その場で直ちに和解協議を始めることができる。和解協議の場所や日程については、紛争当事者の

希望、状況を考慮しながら決定する(第13条)。

- (3)和解交渉担当者:和解交渉は和解員1名により担当される場合と複数の和解員が協力してあたることもある。場合によっては和解組員以外の者に和解交渉を依頼することもある。また、和解組員は、以下の場合には、和解交渉を担当することはできない。1)和解対象紛争の関係者である場合、2)個人的理由から、和解にあたり公平さを欠く、あるいは、和解を成功させることが難しいと判断される場合(第14条)。
- (4) 複数の和解組管轄地域にまたがる紛争: 複数の和解組管轄地域にまたがる紛争の和解にあたっては、関係地域の和解組が協力して和解活動を進めなければならない。その際、原則として和解組長、あるいは組長により任命された者がその任務にあたらなければならない(第15条)。
- (5)和解交渉の終結: 当事者の合意が得られ、和解事項が実現すれば和解交渉は終結する⁴⁶。和解事項が実行に移されない場合には、和解組は、当事者に履行を促し、説得に努めなければならない。また和解事項が自主的に実行に移されるよう、当事者の居住する集落や近隣居住レベルの長や行政村レベルの人民委員会にも側面支援を依頼する。和解成立が困難で、和解協議の続行も効を奏しないと判断される場合には、和解組員は、当事者に対し、適切な国家機関による対処を求めるため申請手続をするよう促さなければならない。当事者の意見の隔たりが大きく、地域の治安に悪影響を及ぼすと判断される場合には、和解組員は、組長に報告し、国家機関による解決を模索しなければならない(第16条)。

4-3-5 司法機関、及び人民委員会の役割

地方の司法機関は人民委員会と協力して和解組の活動を支援する。

- (1)司法省:1 和解組の組織と活動を規定する指示文書の作成、政府への提出、あるいは自己の権限に基づき公布、2)和解組組織、活動に関する方針の提示、3)省レベルの司法局の研修、指導に努め、党の政策と国の法律につき和解組員の理解と能力向上を図る、4)全国の和解組活動につき中間報告、年次報告の実施。(第5条)
- (2)人民委員会:各人民委員会は司法省の方針に基づき、和解組活動を監理する。地域の和解活動 促進のために、組織強化や研修、中間報告・年次報告の実施、<u>褒賞制度の活用</u>、そのための財政支援を行う。(第5条)
- (3)地方の司法機関:1)省レベルの司法局は、 和解組の組織と活動について指示文書の作成、省

⁴⁶ 条文上は、和解交渉の結果についての記録文書の作成についての言及はないが、司法省 Binh 氏からの聞き取りでは、和解の成否を問わず、その結果は記録に残されるとのことであった。

の人民委員会への提出、司法省と省人民委員会の指導のもとに和解組活動についての国家の方針 郡レベルの司法室の指導・研修による党の政策、国の法律についての和解組の理解と能 を実施、 力育成、 省内の和解組活動に関する中間報告と年次報告の実施、省人民委員会への報告、 の和解活動への褒賞を行う。また2)郡の司法室は、 上級の司法機関、人民委員会の指示に基づ き、郡内の和解活動に関する方針を実施するため行政村レベルの司法班の指導、 機能・組織強化のための方策につき郡人民委員会に提案、研修の実施、 中間報告と年次報告の 実施と郡人民委員会と上級司法機関に報告、 郡内の和解活動への褒賞。さらに、3 行政村レベル の司法班については、 研修の実施、 域内の和解組への助言、情報提供、 中間報告、年次報告 の実施、行政村レベルの人民委員会と上級の司法機関への報告、域内の和解活動への褒賞、を行 う(第6条)。

以上 1999 年の政府命令第 160 号から和解組活動の概要について抜粋した。次節において和解組による紛争処理の可能性と今後の課題について検討したい。

4 - 4 貧困層の正義へのアクセス及び和解組紛争処理の可能性と今後の検討課題

既にみてきたように、和解組による紛争処理は、貧困層の「アクセス」という観点では大きな可能性を持つと思われる。それは、裁判所に比し、和解組が住民の生活基盤により近いところで活動しており、またその和解サービスは無償で提供されるところから、空間的、時間的、経済的アクセス度が高いということに加え、組員が、紛争やその当事者の状況について周知している地域住民であるところから、心理的アクセス度も高いと考えられる。さらに、法論理に基づき決定される裁判所の審判より、当事者の置かれた状況と人間関係を重んじ、彼/彼女らの感性に訴えかけていく和解という様式は、ヴィエトナム人の価値観に適しているとも指摘されている。そのため、今回聞き取りを行った司法省、法律扶助機関、弁護士会、民間文化研究所、人民委員会は、概ね、近年の和解組による紛争処理活動を有効なものとして歓迎している。

他方、「正義の質」、すなわち貧困層が望む形での紛争解決と正義の確立という観点から考えると、その有効性につきいくつか疑問点が残る。そして、全てではないものの、その疑問点の多くは、すぐ下に述べる和解組の持つ二重機能に起因していると思われる。実態調査を行っていない今、和解組による紛争処理の可能性につき結論を出すことは時期尚早と思われるが、ここでは、今までの議論から懸念されると思われる点、また今後の実態調査で検討される必要があると思われる点につき和解組による紛争処理の機能、その活動を支える資源、組織、規範の三要素、存立・活動基盤、他の紛争処理手段との関係に大別して論じたい47。

⁴⁷ 本節の議論の基本枠組みとして、国連地域開発センターの社会開発ユニットの研究員により開発された『参加型 地域社会社会開発』論を参考にしている。その内容の詳細については、前掲大濱(2002)を参照。

4-4-1 和解組による紛争処理の二重機能

4-2ですでに触れたように、和解組による紛争処理は、和解組が仲介、調停役を務めることに より紛争当事者の合意に基づく和解と自主的紛争解決を目指すと同時に、それによる住民間の連帯 を強め、法律違反を未然に防ぎ、地域社会の秩序維持と安全確保を図るものである。そこには、紛 争が急増する中で、直面した紛争を安価に、また自主的かつ納得できる形で解決したいという住民 レベルの欲求に対する機能と、4-1で述べたムラや住民の自主性に期待しつつも、それを国家や 党の政策浸透・貫徹の一環として位置付け、それによる治安維持と支持・支配基盤確保を図るとい う国家の要請に対する機能が見え隠れする。理想としては、この二つが互いに矛盾することなく補 完関係にあることが望ましいが、逆に競合関係となる場合も少なくない。個人の満足度を重視すれ ば、紛争解決の方法や和解・調停者の選択等につき、より住民の主体性と個人の裁量権を尊重せざ るを得ず、結果として国家管理機能を縮小せざるを得ない。逆に、国家の論理に基づく治安維持機 能を重視すれば、調停・仲介役の選定や和解プロセスにこうした点が色濃く反映される必要があり、 個人の望む正義の確立はある面、質的妥協を余儀なくされるであろう。仲介・調停にあたる者の恣 意的行為を防ぎ、和解プロセスを当事者にとり公正なものとするためにも、国家等外部機関による 監理はある程度必要であろう。しかし、大前提として、貧困層にもアクセス可能な紛争処理の第一 の機能は当事者が納得する形での紛争解決と正義の確立の支援という前者であるべきだと思われ、 こうした観点からは、現在の和解組による紛争処理にはいくつか懸念される点がある。今後、政府 の描く理念型として、また実態として、上に指摘した二重機能のどちらをより重視するものとなっ ているのか見極めていくことは、和解組による紛争処理の有効性を明らかにしていく上で重要であ ろう。これとの関連では、4-2で触れた現在の和解組の歴史的起源と継続性を問うことも重要だ と思われる。

4-4-2 和解組の紛争処理活動を支える3要素(資源、組織、規範)

(1)資源

金額的には大きくないと思われるもの、4 - 2の表4 - 1に示したように和解組による紛争処理に係る必要資源は全て住民が提供、負担することになっている。人的資源である和解員は、住民により選出されるが、その前提として候補者はまず祖国戦線の推薦を受けることが条件となっている。地域にある祖国戦線の支部の性質、住民との関係にもよるが、大衆組織とはいうものの祖国戦線が党と密接な関係にあることを考えるに⁴⁸、その地域の住民や貧困層から信頼を得、仲介・調停役に適していると思われる者でも、党の方針に批判的な場合は、候補者として排除される可能性があるう。このことは、住民や貧困層が望む紛争解決や正義の実現という点で限界を呈する可能性がある。

⁴⁸ 祖国戦線は共産党の一部ではないものの、共産党支持基盤確保のため重要な役割を担った組織である。1999年のヴィエトナム祖国戦線法は、第1条で祖国戦線が「共産党によって領導されるベトナム社会主義共和国の政治システムの一部であり、人民政権の政治的基盤である」と明記し、第2条においてその任務として「党の路線、主張、政策を遂行し、国家の憲法、法規を厳正に遂行する」とし、さらに、第7条において、行政村レベルより下位の集落レベルにおいて住民を動員し、指導する任務を付与している。白石(2000)p.44

さらに、選出されると和解組員は無償で仲介・調停役を務めるが、紛争の急増、複雑化に伴う機会費用を考えるに、組員に対するインセンティブ不足は活動を持続する上で支障となる可能性もあるであろう⁴⁹。また、こうしたインセンティブ不足を解消する一方策として、優秀な和解組員に対する人民委員会からの表彰制度があるが、和解達成件数がその基準となっている場合には、高い評価を得るために不必要に早急かつ強制的な紛争処理が行われる可能性があり、正義の質の観点から表彰基準の内容についても検討する必要があろう。今回訪問した機関からは、和解員の法的知識のレベルや和解交渉技術や質についても問題があると指摘された⁵⁰。

(2)組織:組織の位置付け

必要資源はほとんど住民により提供され、また国家文書も住民主体を謳っているとはいえ、和解組組織を住民に受容され、住民の自発性と自主性に基づき運営される住民組織と位置付けることができるかどうかについては、今後検討を要するところである。それは、組員候補者が祖国戦線の推薦を必要とし、組員の最終任命も人民委員会の承認を待って行われるだけではなく、4-3に見た通り和解組は人民委員会に対し様々な報告義務を負っていることからも懸念される点である。しかし、こうした面があるとはいえ、和解組が住民に受容されず、また住民主体で機能しないとは必ずしも言えず、今後、国家の解釈ではなく、住民、特に貧困層の視点から、和解組織がどのように捉えられているか(心理的側面は重要である)問うことは、和解組組織の位置付け、その機能を明らかにし、貧困層の正義へのアクセス実現化に関する可能性と限界を見極める上で重要と思われる。

(3)規範

ここでは、二つの点が懸念・検討事項となると思われる。第一は、和解組の紛争処理活動の規範として強制性がある面、認められることである。それは、例えば、紛争当事者でなくとも、組員により紛争の存在が認められたとき、あるいはまた国家団体や個人からの要請があったときには、和解組による仲介・調停プロセスが開始されるという点、さらに離婚に関わる紛争については、和解組による紛争処理過程を経ることが大前提になっている点などが挙げられる。これは、本人が和解組による仲介・調停を希望しない場合にも、和解交渉が強制的に開始される場合がある可能性を示唆し⁵¹、貧困層を含め紛争当事者のプライバシー侵害や紛争解決の方策や開始時期につき選択の自由を認めないことにつながりかねない。当事者の意志を尊重した紛争処理、正義の確立という点では問題を孕む可能性があるであろう。第二は、和解組の介入度や様式、さらにはその仲介・調停プロセスの基盤となる規範の選択に関する規定が極めて不明確であることである。和解交渉における和解組の介入の仕方には、紛争当事者間の意思疎通を図るための連絡・情報提供に留まるものから、互いの主張点のすり合わせを図り妥協点を探っていくもの、さらには、和解組による調停案を示し

⁴⁹ ハノイ市ホアンキエム郡クアナム街区人民委員会、司法省での聞き取りでも組員に対するインセンティブの不足は指摘された。

⁵⁰ 司法省、法律扶助機関、ハノイ市ホアンキエム郡クアナム街区人民委員会、SIDA での聞き取りによる。

⁵¹ 離婚については、当事者が離婚を望んでいる場合にも、とにかく離婚させるべきでないという前提で和解交渉が 進められる傾向があることを家族・女性センター所長は指摘した。

それを受容させるというより介入度・強制度の高いものまで様々あると考えられる。また和解交渉が、例えば国家法や実体法により近い規範、政府に公認された村規約、あるいは非合法に近いが地域で広く普及している慣習など、どの規範を適用して進められるべきなのか、また、それを誰がどのように選択すべきなのかについても不明確である。どの程度の介入度・強制度を望むのか、また適用されるべき規範の選択については、当事者の意志が尊重される必要があると思うが、この点についてのガイドラインがない今、先に指摘した和解組紛争処理の二重機能性と強制性との関連において、当事者の意志に反した介入様式や恣意的な規範適用があることも考えられる。。また、当事者が最適な規範を選択するためには、和解組が異なる規範についての知識とその適用によりもたらされるであろう紛争解決結果につきある程度の予測力を持っており、それを当事者に提供する必要があると思われるが、この点についても、先の人的資源の質との関係で現在の和解組の能力には限界があるように思われる。

4 - 4 - 3 組織存立・活動基盤

和解組による活動が住民に受容され、貧困層にもアクセス可能かつ有効な紛争処理組織として機 能するかどうかを図る一つの尺度となるのは、和解組の組織存立基盤及び活動基盤が、人々が帰属 意識と連帯感を持つことができ、自発的共同性が発現される社会・領域単位と合致するかどうかで あろう53。すでに、4-1で、集団体制の崩壊と市場経済化は個人の決定権の回復と同時に自己責 任の追求を意味し、そこに新たな集団対応の必要性に基づく様々な共同性の発現が、主にムラレベ ル以下で生じていると見られることは指摘した。こうした共同性発現のレベルや範囲が、現在政府 が再編、強化しつつある和解組の存立・活動基盤とどの程度一致したものかを問うことは、和解組 による紛争処理の受容性、有効性、持続性を検討するに重要であろう。和解組関連の政府文書から は、和解組の存立・活動基盤は、行政村より下位にある集落や自然村、近隣居住区などと規定され、 また、ハノイ市ホアンキエム郡クアナム街区人民委員会における聞き取りでも、平均350世帯程度 により構成される居住区(cum dan cu)単位に和解組が設立されており54、和解組の活動が有効に機 能するには適切なレベルと見ることが出来よう。しかし、ヴィエトナム村落の性質は、地域により かなり異なると予想され、歴史的に村落共同体性がそれ程醸成されてこなかった南部や少数民族地 域、複数の少数民族や少数民族とキン族が混住する地域、さらには入植者地域等では、共同性の発 現が村落や集落等の空間・領域単位を基盤とする以上に、民族や文化等の社会・文化領域に基づい て見られることも予想され、こうした地域における和解組の設立・活動基盤が政府の眼からはどこ

⁵² 強制事実が明白ではない場合にも、和解組員が大衆組織のメンバーである場合には、その可能性は高いと考えられるが)、例えば、新江(2002)に述べられているように、和解組による調停やその調停案を受け入れないことは、女性連盟など大衆組織による申請書類への押印やそのメンバーからの推薦を必要とする政府の安価なクレディット他のサービスにアクセス出来なくなる可能性を示唆し、そこには和解組の見えない強制力があると思われる。

⁵³ 大濱裕「参加型地域社会開発」論の社会・領域単位議論による。国際協力事業団、日本福祉大学社会福祉開発研究 所(2002)。

⁵⁴ 理念上及びハノイ市ホアンキエム郡クアナム街区人民委員会での聞き取りから理解された 和解組の活動レベルについては図 4 - 1 を参照のこと。

に求められているのか、それは人々の帰属意識や共同性発現の領域と一致したものであるか検討される必要があろう。

4-4-4 他の紛争処理手段との関係

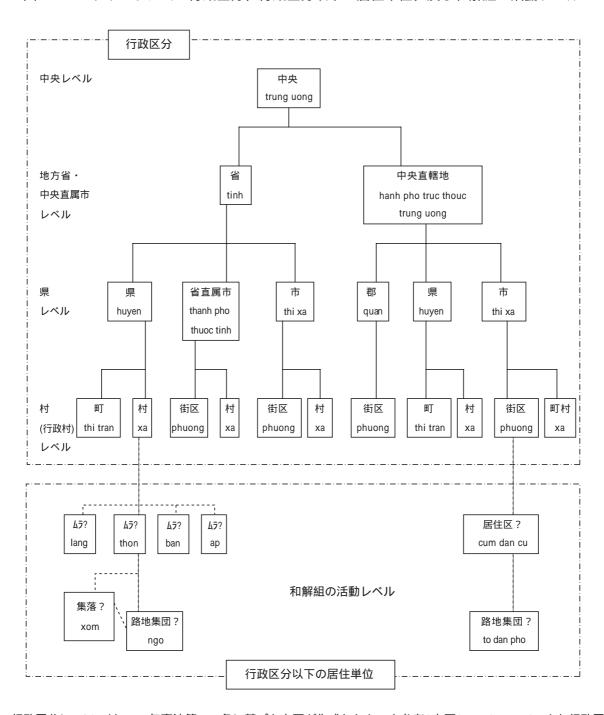
最後に、和解組による紛争処理と他の紛争処理手段との関係についても検討される必要があろう。すでに述べたように、ヴィエトナムには少なくとも、裁判所を中心とした公式の紛争処理、ここで取り上げた和解組による紛争処理、さらに、国家により認定されていない慣習裁判所他による非公式の紛争処理がある。この3種の異なった紛争処理形態は、同じ紛争の解決にあたり、異なった解決結果を生むだけではなく、互いに相容れない結果を生む場合も考えられるであろう⁵⁵。こうした中、たとえば、離婚に関する紛争は公式制度で取り上げられる前に和解組の和解交渉を経ることが前提となっていることからも懸念されるように、紛争処理形態の選択につき当事者にどの程度の選択権、決定権が保障されているのかを問うことは、貧困層を含めた住民の意志尊重と彼/彼女らが望む正義の質確保の可能性を検討する上で重要であろう。と同時に、国家の視点からはどの紛争処理形態がより上位に位置付けられ、どの解決策がより強制力を持つべきだと考えられているのか、また逆に貧困層を含む住民はそれらをどう位置付けているのかを把握する必要があろう。さらに、異なる紛争処理形態間に齟齬が生じた場合、誰がどのように調整しているのかについても把握し、「法」多元主義下における和解組による紛争処理の位置付けと、貧困層の正義へのアクセスという観点からその有効性、限界等をより明確にすることが肝要であろう。

以上、ハノイにおける5日間の現地調査をもとに、ヴィエトナムの「法」多元主義、貧困層にアクセス可能な紛争処理手段、その一つである和解組組織と紛争処理、及び貧困層の正義のアクセスという観点からその可能性と今後の検討点につき論じてきた。和解組による紛争処理は、確かに貧困層の「アクセス」という観点からは大きな可能性を持つであろう。しかし、貧困層が望む「正義の質」という観点からは、和解組員の選出方法や彼/彼女らに対するインセンティブのあり方、また、紛争処理手段や和解組の介入度、適用される規範についての当事者の選択権や意志尊重、さらには、和解組の設立・活動基盤や他の紛争処理手段との関係における位置付け等の面においていくつか疑問が残るであろう。こうした疑問の多くは、近年のヴィエトナム政府による村落強化の動きの中で、和解組に担わされた二重の機能(住民の意志と主体性に基づく問題解決機能と、治安維持、一党独裁制堅持に向けての国家管理機能)の矛盾から生じているように思われる。しかし、こうした矛盾を内包しながらも、それが具体的場において貧困層の正義へのアクセスを実態としてどの程度制限する結果を生んでいるのか、あるいはいないのか、今後見極める必要があるであろう。こうした意

⁵⁵ 家族・女性研究センターでの聞き取りによれば、例えば、少数民族の一つであるエデ族は母系集団であるが、女性に非があると認められる場合を除き、慣習法に基づいた場合、離婚時に親権、養育権、財産権は全て女性側に属することになり、男性は何も受け取ることはできない。しかし、近年の市場経済化に伴う物流、情報の流れの中で、女性に比し相対的に広い行動範囲を持ち、集落外の情報や制度にアクセスするようになった男性の中には、離婚に際し、男女平等の親権、財産権を認める国家法の適用による裁判所の判断を仰ぎ、慣習法を適用した調停結果や判決を無効にしようとする者が出てきているとのことであった。

味からも、貧困層や実際の和解交渉経験者(和解組員、及び和解組による仲介・調停を経験した元 紛争当事者)の声を反映した評価や現象学的アプローチに基づく研究の成果が待たれると言えるで あろう。

図4-1 ヴィエトナムの行政区分、行政区分以下の居住単位、及び和解組の活動レベル



行政区分については 1992 年憲法第 118 条に基づき白石が作成したものを参考(白石(2000), p.19)。また行政区分以下の居住単位については、JICAヴィエトナム事務所在外専門調整員の報告書(稲葉(2002))、柳原(2002)及び、現地調査中の聞き取りを基に作成。行政区分以下の居住単位の名称については定訳がないところから、暫定的訳を付した。また、各居住単位の関係についても不明確なところがあるところから点線で示した。

5. 今後の国際協力、及び JICA 事業に対する示唆

「貧困」と「法」の密接性にもかかわらず、貧困関連の開発実務における「法」の役割やその重要性についての議論・検討は不十分であるという現状認識のもと(第1章)、「貧困」と「法」、特に西欧とは異なる「文化」の存在を前提とする途上国の「法」にどのようにアプローチすべきかにつき、第2章以降論じてきた。開発実務における「貧困」と「法」への照射は始まったばかりであり、その意味で本調査研究も萌芽的研究の域をでるものではなく、ここでの議論をすぐに国際協力の現場に生かし、具体的案件形成につなげることは困難かつ時期尚早と思われる。この段階で望まれるのは、まずは、「貧困」と「法」の密接性・重要性、またこれらに接近する中での「文化」理解の重要性についての国際協力関係者の意識覚醒と、本調査研究の中で提示した基本的視座に基づく協力対象国の本分野にかかる情報整備と現状分析であろう。ここでは、こうした2点を機軸に、今後の国際協力及びJICA事業に対する示唆を、今までの議論を整理する形で纏めてみたい。

5-1 「貧困」「法」「文化」への照射の必要性と関係者の意識覚醒

5 - 1 - 1 「貧困」 「法」 「文化」への照射の必要性

すでに第1章でみたように、貧困層は様々な面で「法」の保護から程遠い生活を送っており、不当な行為や無法状態にさらされやすく、そのことが彼/彼女らをさらなる貧困状況へ陥れたり、また貧困の悪循環からの脱出を困難にする結果となっている。貧困層がこうした状況から脱却するためには、「法」による権利保障と正義の確立の実効化が不可欠であるが、「貧困」解消における「法」の重要性は、貧困層のエンパワメントや良き統治の重要性の指摘にも関わらず、十分認識されているとは言いがたい。まずは、「貧困」と「法」の密接性、また前者における後者の役割・重要性が、関係者の間で認識・議論されていく必要があるであろう。

このことは、「貧困」及び「法整備」両分野に関わる職員や専門家他の関係者の意識及び仕事への取り組みに変革を迫るものである。まず、「貧困」分野関係者に関しては、開発の3要素をの絡みで、資源面、組織・制度面に加え、従来、あまり本分野で直接的に取り上げられることの少なかった規範部分(「法」)をも射程に入れて、特に貧困層のエンパワメントとの関係で、議論・検討していく必要性を示している。他方、「法整備」分野関係者については、市場経済化促進のための法制度整備という位置付け・支援枠を広げて、貧困との関係で、また貧困層の生活の視点から「法」を捉え直すことが要求されてくると言えるであろう。現在JICAはアジア諸国を中心に法整備支援事業を展開しつつあり、また、公式見解ではないものの、日本のODAによる法整備支援の方向性を検討するため2000年には法整備分野の援助戦略に関するディスカッションペーパーを作成している。

⁵⁶ 大濱は、開発事業の必要三要素として資源、組織・制度、及びこれらを運用していくところの規範を挙げている。 詳細については、前掲国際協力事業団、日本福祉大学福祉社会開発研究所(2002)参照。

しかし、そこに描き出されているのは、市場経済化支援の一環としての法整備支援であり、また、国家による社会統治機能としての『法』の強化という見方であり、貧困層の権利保障や正義の確立を目指した「法」及びそうした機能側面の強化という視点はほとんど反映されていない。市場経済化と貧困解消との関係は、前者が促進されれば後者が解消されるというような単純なものではなく、推進しようとする市場経済化のあり方(貧困層の現在の生活を最低限保障し、また彼/彼女らにも便益がいくよう配慮されたものであるかどうか)及び、各国・各地域が置かれた状況に大きく左右される。その意味で、市場経済化だけを目指した法整備支援は、必ずしも貧困解消につながらないだけでなく、場合によっては、貧困層の生活の基盤を奪う結果を招く危険性を孕むことに留意しなければならないであろう。市場経済の促進と貧困解消という異なる二つの視点から「法」を検討することは、両者の利害が対立する場合も想定され(かなり多くの場合)法制度整備支援をより複雑かつ困難にすると思われるが、貧困解消が全世界レベルで開発アジェンダの上位に位置付けられるという理由のみならず、すでに非常に脆弱な生活基盤しか持たない貧困層の視点から、多大な影響力を持つ「法」のあり方を問うことは、道義上必要不可欠であると思われる。

また、「貧困」と「法」の問題を扱っていく過程で、「文化」への照射の必要性も強調しておくべき 点であろう。これは「法」に限った問題ではないが、一方で現在の開発議論・実務の多くが西欧近 代社会をモデルとした近代化論に拠っていること、これに対し、他方で、途上国の多くは、植民地 統治や近年のグローバル化の影響を受けているとはいえ、西欧社会とは異なる歴史の中で醸成され てきた固有の文化(価値・意味の体系)をも継承してきたことを考えるに、途上国の「法」に接近す るにあたっても、単に「移植法」としての近代的実定法やその適用によるところの裁判制度のみを 問題領域として設定することは適切ではないであろう。先に述べたJICA作成の法分野の援助戦略 に関するディスカッションペーパーでは(以下ディスカッションペーパーとして言及)、支援受入国 の社会の固有性を重視し、その社会の実情に適した法整備支援の重要性を指摘している。また、日 本は非西欧社会でありながら、明治維新以降、積極的に外国法(近代法)を自国の事情に適した形 で取り入れていった経験を持ち、それ故、途上国の法整備支援に関しても比較優位性を持つと主張 されている。こうした視点や日本の経験及び ODA の独自性は積極的に評価されるべきであろう。 しかし、そこでの議論は『法』一元論に立脚する法領域 近代的実定法やその適用によるところの裁 判制度)のみに限られているという限界がある。この点については、次の基本的視座に関してまた 触れるが、西欧社会と異なる歴史と世界観を持つ社会では、その中で醸成されてきた固有の文化に 基づく規範や制度が、実定法や裁判制度と並行して機能していることを忘れてはならないであろう。

5-1-2 関係者の意識覚醒の機会・方法

それでは、「貧困」「法」「文化」への照射の必要性に関する関係者の意識覚醒をどのように図っていくべきであろうか。一つは、すでに実施されているグローバル・イッシューに関する職員研修において、「貧困」及び「良き統治」との関連において、ここで論じた3者の関係と重要性についての注意を喚起することであろう。また、派遣専門家については、同じく、派遣前研修や専門家養成研修「貧困」「法整備支援」等)の機会を活用していくことが考えられる。また企画部の貧困関連のガ

イドブックの改訂や法整備支援を実施している国を管轄している部署への本報告書の配布なども考えられるであろう。

5-2 情報整備・現状分析

5-2-1 基本的視座:「法」多元主義に基づく正義へのアクセス伸長に係る情報整備・分析 国際協力関係者の意識覚醒と同時に現時点で注意が払われるべきは、協力対象国の「貧困」と「法」 に関する情報整備及び現状分析であろう。第2章及び第3章での議論は、どのようにこうした現状 分析、またそれに基づく情報整備を行っていくかにつき基本的視座を試論的に提供するものであった。

まず現状分析において必要とされる基本的視座の第一点は、『法』一元論から「法」多元主義への 発想及び視点の転換である。「法」をその機能面から、「個人・集団の権利保障と社会の秩序維持及 び紛争処理を図るための規範と組織・制度」として捉えた場合、こうした機能を持つものは、いわ ゆる『法』 すなわち、国家が定める実定法とその適用・運用によるところの裁判制度に限られるも のではない。特に、すでに議論した非西欧社会である途上国の歴史・文化を考えるに、こうした機 能を持つ規範や制度は、慣習法や地域社会内や民族集団内での調停制度等々、複数のものが見出さ れるであろう。第4章では、こうした発想転換の重要性を具体的に示すため、「法」多元主義を前提 としてヴィエトナムの歴史を簡単に振り返り、集団体制以前には郷約や長老による調停制度の存在、 また、成文化されずに機能していた慣習や「生ける法」が国家法と同時に存在していたのみならず、 集団体制が崩壊し市場経済化の進展が図られる今日、これらが自生的あるいは国家の指導のもとに 「ムラ規約」や「和解組」として再生・復活しつつあることを指摘した。こうした複数の「法」の存在 や機能は、貧困層を含めたヴィエトナム人にとっては自明のものであり、彼/彼女らの日常生活の 一部を構成するものである。それにもかかわらず、我々が一般的に理解し普遍的だと思い込みがち である『法』概念、言い換えれば、近代実体法と裁判制度のみを法領域と考える『法』一元論を適用 する限り、こうして実際に機能している様々な「法」の存在を認識できず、分析・検討対象からはず してしまう可能性があるであろう。ヴィエトナムの事例にも見たように、一社会内に存在する複数 の「法」システムは、植民地統治時代や近年のグローバル化を経ても、『法』に収斂・統合化されて いくというより、競合的に並存する傾向にあり、途上国の「法」を考えるにあたっては、まず『法』 一元論的思考から「法」多元主義的思考への脱却が必要となると言えるであろう。

こうした「法」多元主義に基づき貧困層の正義へのアクセス伸長を検討するには、まず、ある社会で機能している「法」について概観図を描くことが肝要であるが、第二の基本的視座はそのためのプラグマティックなアプローチに関わるものであった。これは、ある社会で機能している「法」についての概観図を描くため、「紛争」に焦点をあて、紛争を処理するメカニズム、すなわちそのための規範と制度にはどのようなものがあるかを把握しようとするものであり、貧困層を含めて当該社会の人々が、権利の侵害や利害対立に直面した場合、どのように対応・対処しているのかを把握し

ようとするものである。これらは、第3章で提示した紛争処理の類型に沿って概観図を構成することになるが、ここで重要なのは、『法』一元論的思考のもとで、切り捨てられてきた非公式法や制度(場合によっては違法とされるものも含めて)を、人々がそうした対処法を広く活用している現実がある場合には、実際に機能している「法」として概観図の重要要素として組み入れておくことである。こうした観点から、第4章では、ヴィエトナムに存在・機能し、貧困層にも理論上アクセス可能な紛争処理メカニズムを、公式制度(国家による管理・運営)としての裁判制度に限ることなく、準公式制度としての和解組(制度としては公認するが、国家負担は最小限)、さらに非公式なものとしての慣習など(国家としては黙認あるいは非合法扱い)を含めて把握しようとした。こうした紛争処理メカニズムの概観図を描く作業は、後に何が貧困層にとって望まれる紛争処理形態なのか、またどこに制約があるのかを検討し、「法」領域全体としてどのように法整備を進めていくかについての方向性を見極めていく上で、基礎的情報を提供するであろう⁵⁷。

「貧困」と「法」についての情報整備・現状分析を行う上での第三の基本的視座は、紛争を紛争処理時点やその形態との関係のみにおいて捉えるのではなく、より長期的な紛争の展開プロセスとの関係において捉える視点の重要性である。上で述べた第二の視座が、主に、利害対立による紛争が顕在化した時点以降における対処法を問題にしているのに対し、ここでは、特にそれ以前の段階における貧困層の行動を問題とする。紛争の展開プロセスにはいくつかの段階があり、権利の侵害や不当な扱いがあった場合にも、それらが必ずしも紛争を顕在化させるとは限らない。すなわち、何らかの被害を受けた側は、相手に対し救済要求を行わず、正義を求めることを断念することが考えられる(「脱落」)。基本的視座の第二点のみに固執する限り、こうした「脱落」傾向、誰が断念する傾向にあるのか)やその理由を問うことは不可能になるであろう。貧困層の権利保障や回復、さらには正義のアクセスを検討する場合には、紛争が顕在化する以前をも射程に入れた状況理解が必要となってくると思われる。今回は、時間的・状況的制約から、貧困層や紛争当事者の経験に基づき「脱落」傾向や理由を具体的事例において探ることはできなかったが、第二の視座が「貧困」と「法」についての第1段階の現状分析を可能とするとすれば、本視座はより具体的、かつ深い考察を必要とする第2段階の現状分析と位置付けられ、貧困層の「正義へのアクセス」に係る現状分析には不可欠の視点と言えるであろう。

第四の基本的視座は、アクター・オリエンテッド・アプローチ(AOA)の必要性であり、異なる「法」の有効性を誰の視点から分析するのかという問題と関係している。貧困層の正義へのアクセスを考えるにあたっては、上で把握した各紛争処理メカニズムとその相互作用、さらには、紛争展開

⁵⁷ 近代法が移植される以前の日本の紛争処理では、当事者の状況や人間関係を重んじ、互いにとって受容可能な解決策を見出そうとする和解・調停というものが大きな役割を担い、また様々なレベルで制度化していた。こうした伝統は、明治維新後の法分野における近代化過程の中でも消滅することは無く、調停プロセスは訴訟と並行して日本の有効な紛争処理メカニズム・制度として受容・継承・発展してきた。このように、ある地域の法整備を考えるにあたっては、その地域で機能している紛争処理メカニズムを近代法、伝統的制度を含めて包括的に捉えた上で、それらを当該社会の状況に照らし合わせてどのように取捨選択、統合、調整していくべきか、またそれによりどのように適合性、整合性、有効性を持った全体的「法」システムを構築できるかを問わなければならない。

プロセスにおける「脱落」理由を、「アクセス」と同時に「正義の質」から検討していく必要があるが、 その際、不可欠となるのは、貧困層の視点からの分析を重視するAOAであろう。貧困層の視点と 一口に言っても、それを理解するのは、単に彼/彼女らに意見を聞けばいいというようなたやすい ものではない。その発言は、彼/彼女らの育った環境に裏打ちされたものであり、その本意を理解 しようとすれば、当然、その前提として、私達のものとは異なる意味や価値体系により構成される 文化の理解や彼/彼女らの置かれた階級的位置についての理解が必要となる。こうした努力がない ところでは、貧困層の声は、単純に私たちの思考様式にあわせて浅薄に解釈されることになろう。 今回第4章で取り上げたヴィエトナムの「和解組」の事例では、その可能性と限界を「アクセス」と 「正義の質」の観点から検討しようと試みたが、時間的制約から、貧困層との密な関わり及び対話を 通じてのみ可能となるであろう貧困層の立場・視点からのこの2点に関する分析・評価というAOA の精神はほとんど反映できなかった。このことは逆にいえば、貧困層の正義へのアクセスを検討・ 伸長していく際に、どこかの時点で、実態調査として参与観察と密度の高い対話を基盤とするエス ノグラフィックな方法を組み込む必要性があることを示しているとも言えるであろう。「貧困」と 「法」に係る情報整備及び分析は、最終的には、貧困層を主体としたAOAに基づきながら、貧困層 が意味するところの「正義」、またそれへの「アクセス」という観点から、第二、第三の視座を通じ て把握した各紛争処理メカニズムの有効性とその相互作用、及び紛争展開プロセスにおける「脱落」 の意味を検討し、異なるメカニズムの可能性と限界を明らかにし、その上でそれらをどのように組 み替え、調整・強化することにより全体として整合性のある「法」システムを構築するかにつき、今 後の方向性を探っていくことに他ならない。

具体的にはこうした 4 視座は、先に触れた JICA のディスカッションペーパーで検討されている 法整備支援の実施枠組みの一部である現状調査の段階に組み込むことが可能であるう(国際協力事業団編 2000: 11ff)。現在ペーパーでは、協力国の法及び司法システムの課題に係る現状調査対象 範囲として、現行法令の法体系(憲法、民事、商事、経済法)と立法計画、立法プロセス、制度・組織 立法府、行政府)、裁判所制度、検察制度、法学教育、法学研究、法令データベースを挙げている。これは、繰り返しになるが『法』一元論に立つ『法』領域の捉え方を反映していると言える。しかし、非西欧社会である途上国の「法」を、「貧困」との絡みにおいて検討しようとする場合には、上記に加えて、実定法や裁判制度以外で実際に機能している「法」を、紛争処理に焦点をしぼることによりまず把握することが重要であるう。さらに、裁判所や伝統的制度を含めて異なる「法(規範と制度としての)への貧困層のアクセス度、言い換えれば、活用度、さらには有効性が他の階層との比較において把握される必要があるう。こうした分析を進める上で大切なのは、国家の視点からのみならず、貧困層や紛争当事者・経験者の経験、意見、評価を併せて重視することであり(AOA)彼/彼女らの経験を理解しようとする中で紛争の展開プロセスにおける脱落傾向や理由もある程度明らかになってくると思われる。

5-2-2 情報整備、現状分析を図る機会・方法

それでは、具体的にはどのような機会や方法を活用して「貧困」と「法」に関する情報整備や現状

分析を進めていくべきであろうか。JICAにはすでに活用可能な多くのスキームが存在し、それらを通じた情報整備、蓄積、分析を行っていくのが望ましい。

まず、情報整備及び調査研究機能を担っている国際協力総合研修所においては、分野別、国別援助研究会、及び関連調査研究に「貧困」と「法」の視点をあらたに反映させていくことが考えられるであろう。「貧困」分野別研究はすでに終了しているが、近年の世銀によるPRSPへの動きとの絡みで、貧困関連の情報整備や調査研究は継続的に実施されており、こうした研究に今まで検討されることの少なかった「法」側面の議論を反映していくことは可能であろう。また、「法整備支援」という分野別研究が近い将来実施されるかどうかは不明であるが、その際には、「貧困」との関わりでの議論がなされていく必要もある。近年の国別援助研究会では、ほとんどの場合「貧困」は重要課題として取り上げられているが、今後は、当該国の「法」と「貧困」についての検討が現状分析に含められる必要があろう。

協力国の本分野に係る情報整備・分析については、「貧困」及び「法制度」分野で派遣されている企画調査員、専門家等が現在の任務枠を少し拡大し、「法」、あるいは「貧困」への視点を持って、情報収集・分析にあたることが考えられる。また、在外専門調査員に本分野に特化して特に紛争処理にかかる鳥瞰図を短期間で描いてもらうことも可能であろう。また、プロジェクト絡みで長期に派遣されている専門家やJOCV隊員は、日々のプロジェクト管理や関連活動の中で、住民間のいさかいやいざこざがどのように解決されていっているのかに注意を払い、記録にとどめておくことは、当該国で機能する紛争処理や「法」についての基礎情報となるのみならず、実際プロジェクトを運営していく上で貴重な示唆を提供することになるであろう。

また、第三、第四の視座に基づく現状分析や理解については、現地の事情に通じ、AOAに基づくフィールド調査経験を持った研究機関や研究者による実態調査の実施が望まれる。ここでは、法律専門家というより、あるいはそれに加えて、現地の歴史や文化等についての知見と、貧困層や社会的弱者への視点を持つ、歴史学や地域研究者、社会学・人類学者、民俗学者等の参加が不可欠であろう。また、こうした調査や研究を実施するにあたっては、「法」や「紛争」処理全般について扱うことは不可能となるので、当該地域の貧困層にとっての懸念事項(例えば家族関係、土地問題)に特化して、調査にあたるのが賢明であろう。

また、最後に今後も「貧困」と「法」を考えていくにあたり、その調査研究と支援の方向性をさぐるために、試論的に事例研究を行うことも一案であろう。その場合には、今後の事業展開の可能性を考慮して、貧困解消が相手国、日本双方にとって開発アジェンダの上位に位置付けられており、かつ、法整備支援が開始されている、あるいは重点支援領域となっているところ、そして、できれば相手国政府及びドナー環境に、「貧困」と「法」の重要性について何らかの理解、認識がある国を取り上げることが肝要であろう。

おわりに:「開発」を超えて

以前、「20世紀は、「開発」をめぐる世紀であった」というようなことを書いたことがある⁵⁸。その意味は、開発という言葉が日常化したということだけではなく、「近代化論」、その中でも特に「市場」を中心に据えた括弧(「」)つきの「開発」に対し、研究レベル、実務レベル、そして「開発」が行われる場において様々な挑戦や抵抗が行われてきたというものであった。これは、本書の冒頭で、現在の開発議論や政策が、全般的に西欧近代社会をモデルとした近代化論に傾斜しているのみならず、自らを相対化する姿勢に欠けていると指摘したことと密接に関係している。

近代化論に基づく「開発」は、単線的歴史観(社会進化論)と「ホモ・エコノミクス」人間観に立脚し、市場原理の導入と近代国家体制整備を通じて「後進」地域に西欧社会をモデルとした社会を築くことをその目的としてきた。また、そこから導き出される方策は、どの社会にも適用可能かつ有効であるという普遍主義にたつものであった。しかし、こうした「開発」は政治経済分野に限らず、エコロジーや民俗学、フェミニズム等、様々な分野から批判を受けてきた。そうした批判には様々なものがあるが、その一部から台頭してきたものとして、内発的発展論に見られる「歴史・地域の固有性」や、参加型開発に見られる「主体の回復」への照射がある。すなわち、そこで問われてきたのは、どのような開発や社会を目指すのか、また誰の視点に立脚し、また、開発の方向性を誰が主体となって決めていくのかということに他ならない。「歴史・地域の固有性」及び「主体の回復」という2視座に関しては、「貧困」と「法」を取り上げた本調査研究においても、「文化」へのまなざし、そして、貧困層の視点からの「アクター・オリエンテッド・アプローチ」の重要性を強調することで、現在の「開発」を再考する試みとした。

勿論、「地域や文化の固有性」を強調するあまり、文化相対主義に陥るのは、現在の不公正な世界秩序・権力構造の中では危険である。また、様々な制約の中で生活する貧困層の「主体」を近代社会が想定する自由で、自立した「個人」と同等視し、過大評価するのも誤りであろう。「異文化」を対象とする国際協力に携わる以上、「貧困」と「法」分野に限らず、自分の価値観・思考体系、さらにその延長でもある「開発」の前提を、相手との関わりの中で自省的に相対化し、その上で相手を理解し、また、自分を理解してもらう中で、互いに共有できる新たな価値観をつくっていくという不断の努力が必要とされるのであろう。これは、本執筆者にとっての課題である。

⁵⁸ 菅原(2002)。

引用文献リスト

和文(訳本含む)

- 稲葉恵子(2002 J JICA ハノイ事務所在外専門調整員報告書 (ドラフト)国際協力事業団ハノイ事務所
- 大濱裕(2002) 第1章 参加型地域社会開発(PLSD)の基本的概念枠組及び政策・手法」国際協力 事業団、日本福祉大学社会福祉開発研究所編(2002) 『参加型地域社会開発の基本的枠組みとそ れに基く評価枠構築に係る研究』国際協力事業団
- 国際協力事業団、日本福祉大学社会福祉研究所編 2002 『参加型地域社会開発の枠組みとそれに基づく評価枠構築に係る研究』国際協力事業団
- 国際協力事業団編(2000)「ODAによる法整備分野の援助戦略について」第2回法整備支援連絡会ディスカッションペーパー、国際協力事業団
- 国連開発計画編(UNDP (1997)『人間開発報告書 1997: 貧困と人間開発』国際協力出版会 桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社
- 白石昌也(2000)「国家機構概観」白石昌也編(2000)『ベトナムの国家機構』 明石ライブラリー、 明石書店
- 新江利彦(2002)「現代ベトナム少数民族開発政策における国家と慣習法の間の距離:タイン・ファン「チャム族の慣習法と農村開発」解題」『ベトナムの社会と文化』No.3 所収、風響社
- 菅原鈴香(2002)「序章 開発思想、評価の変遷と今後の国際協力及び評価活動の方向性」国際協力事業団、日本福祉大学社会福祉開発研究所編(2002) 『参加型地域社会開発の基本的枠組みとそれに基く評価枠構築に係る研究』国際協力事業団
- 千葉正士(1991)『法文化のフロンティア』アジア法叢書、成文堂
- ドー・イー・タイン(2000)「ヴィエトナムにおける法律扶助」財団法人法律扶助協会編(2001)『アジアの法律扶助:公益的弁護士活動と臨床的法学教育と共に』現代人文社 pp. 121-132
- ナロコビ バーナード(1986)和田仁孝訳「移植国家法と固有法の衝突:メラネシア法学の探求」千葉正士編(1993)『アジア法の環境』成文堂
- 古田元夫(1996)『ベトナムの現在』講談社現代新書
- 宮沢千尋(2000)「農村行政組織と農業合作社」白石昌也編(2000)『ベトナムの国家機構』明石書 店
- 武藤司郎(2000)「司法制度」白石昌也編(2000)『ベトナムの国家機構』明石書店
- 安田信之(2000)『東南アジア法』日本評論社
- 柳原克哉(2002)「ベトナムにおける和解組制度について」日越法整備支援プロジェクトJICA長期 専門家報告書
- 和田仁孝(1994)『民事紛争処理論』講義案シリーズ21、信山社
- 和田仁孝「紛争研究パラダイムの再構成へ向けて」『法制研究』61(3-4) pp.1095-1123
- 和田安弘(1994)『法と紛争の社会学:法社会学入門』世界思想社

欧文

- Abel, R.L.(1982) 'The Contradictions of Informal Justice', in R.L. Abel(ed.), *The Politics of Informal Justice Vol.1*. New York: Academic Press
- Anderson, M.R. (1999) 'Access to Justice and Legal Process: Making Legal Institutions Responsive to Poor People in LDCs', Paper for Discussion at World Development Report Meeting held between 16-17 August 1999 (Draft)
- Beck, T. (1994) *The Experience of Poverty: Fighting for Respect and Resources in Village India.* London: Intermediate Technology Publications
- Cappelletti, M. and Garth, B. (1978) 'Access to Justice': The Newest Wave in the Worldwide Movement to Make Rights Effective'. *Buffalo Law Review.* Vol.27 pp.181-292
- Edwards, H.T. (1986) 'Alternative Dispute Resolution: Panacea or Anathema?', *Harvard Law Review*, Vol. 99 pp. 668-684
- Fitzepatrick, P. (1992) 'The Impossibility of Popular Justice', Social and Legal Studies. Vol.1 pp.199-213
- Felstiner, W., R. Abel and A. Sarat (1981) 'The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming', Law and Society Review. Vol. 15 pp.634-637
- Fiss, O.M.(1984) 'Against Settlement', The Yale Law Journal. Vol.93 pp.1073-1090
- Gulliver, P.H.(1979) Disputes and Negotiations: A Cross-cultural Perspective. New York: Academic Press
- Kerkvliet, B.J.T.(1990) Everyday Politics in the Philippines: Class ad Status Relations in a Central Luzon Village. Berkeley: University of California Press
- Long, N. and Long, A. (eds. § 1992) *Battlefields of Knowledge: The Interlocking of Theory and Practice in Social Research and Development.* London: Routledge
- Long, N. (2002) 'An Actor-oriented Approach to Development Intervention', a background paper prepared for APO Meeting held in Tokyo between 22-26 April 2002
- McAlister, J.T.J. and Mus, P. (1970) *The Vietnamese and Their Revolution*. New York: Harper and Row Publisher
- Merry, S.E. (1988) 'Legal Pluralism', Law and Society Review. Vol.22 pp.869-897
- Moore, S.F. (2001) 'Certainties Undone: Fifty Turbulent Years of Legal Anthropology, 1949-1999', *Journal of Royal Anthropology*. Vol.7 pp.95-116
- Nader, L. (1979) 'Disputing Without the Force of Law', The Yale Law Journal. Vol. 88 pp.998-1021
- Nader, L. (2001) 'The Underside of Conflict Management in Africa and Elsewhere', *IDS Bulletin*. Vol. 32(1) pp.19-27
- Ngo Duc Thing (1999) 'Customary Laws and Rural Development in Vietnam at Present'. *Vietnam Law and Legal Forum* December 1999 pp.29-32
- OECD (1995) *Participatory Development and Good Governance*. Development Co-operation Guidelines Series. Paris: OECD
- OECD (2001) The DAC Guidelines: Poverty Reduction. Paris: OECD
- Palmer, P. and S. Roberts (1998) *Dispute Processes: ADR and the Primary Forms of Decision Making*. London: Butterworths

- Roberts, S. (1979) Order and Dispute. Harmondsworth: Penguin
- Roberts, S. (1994) 'Law and dispute processes', in Ingold, T. (ed.) (1994), *Companion Encyclopedia of Anthropology: Humanity, Culture and Social Life.* London: Routledge
- Scott, J. (1976) Moral Economy of Peasant. New Haven: Yale University Press
- Scott, J. (1985) Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance. New Haven: Yale University Press
- Scott, J. (1990) *Domination and Arts of Resistance: Hidden Transcripts.* New Haven: Yale University Press Scheper-Hughes, N. (1992) *Death without Weeping: The Violence of Everyday Life in Brazil.* Berkeley: University of California Press
- Snyder, F.G. (1981) 'Anthropology, Dispute Processes and Law: A Critical Introduction', *British Journal of Law and Society*. Vol. 8, No.2 pp.141-181
- The Socialist Republic of Vietnam (2002) Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy: CPRGS (Draft) Hanoi
- To Dong Hai (2001) "'Huong uoc" (Village code) a distinctive method of community management by the Viet people', *Vietnam Law and Legal Forum*. April 2001 pp.26-27
- UNDP (2000) Poverty Report 2000: Overcoming Human Poverty. New York: UNDP
- World Bank (2000) *Poverty Reduction Strategy Source Book (Draft)* Washington D.C.: The World Bank World Bank (2001) *World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty.* New York: Oxford University Press

女妹

Bui Thu Hang (2001) 'Gioi Thieu ve Hoa Giai o Viet Nam', a paper prepared for a symposium Cuc Van Hoa - Thong Tin Co So cua Bo Van Hoa - Thong Tin (u.k.), *Hoi va Dap ve Xay Dung Lang Van Hoa, Gia Dinh Van Hoa, Nep Song Van Hoa To Chuc va Quan Ly Le Hoi Truyen Thong.* Hanoi

法令、政府命令他

- Phap Lenh cua UBTVQH so 09/1998/PL-UBTVQH 10 Ngay 25 thang 12 nam 1998 ve To Chuc va Hoat Dong Hoa Giai o Co So Ordinance of the Organization and Activities of Reconciliation at the Grassroots (No. 09/1998/PL-UBTVOH of December 25, 1998))
- Nghi Dinh cua Chinh Phu so 160/1999/ND-CP ngay 18 thang 10 nam 1999 quy dinh chi tiet mot so dieu cua Phap Lenh ve To Chuc va Hoat Dong Hoa Giai o Co So Decree No.160 /1999/ND-CP of October 18, 1999 providing in detail for a number of articles of the Ordinance on the Organization and Activities of Reconciliation at the Grassroots)